

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月29日

【事業年度】 第82期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

【会社名】 三和ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sanwa Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長CEO 高山俊隆

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

【電話番号】 03(3346)3019

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 森 健

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

【電話番号】 03(3346)3019

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 森 健

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第78期	第79期	第80期	第81期	第82期
決算年月		平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月
売上高	(百万円)	265,913	311,957	339,045	365,615	353,922
経常利益	(百万円)	13,988	20,316	25,975	26,161	25,278
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	7,181	10,161	12,857	14,627	17,070
包括利益	(百万円)	13,959	22,404	19,471	12,360	15,312
純資産額	(百万円)	97,134	113,956	126,748	130,334	139,905
総資産額	(百万円)	241,771	281,917	323,327	310,269	323,393
1株当たり純資産額	(円)	404.57	474.63	541.49	565.64	607.16
1株当たり当期純利益 金額	(円)	29.93	42.38	54.09	63.07	74.61
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	(円)	29.87	42.28	53.94	62.88	74.37
自己資本比率	(%)	40.1	40.4	39.1	41.7	43.0
自己資本利益率	(%)	7.9	9.6	10.7	11.4	12.7
株価収益率	(倍)	16.1	15.8	16.5	13.3	14.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	14,855	19,728	22,304	24,378	23,670
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,313	5,932	27,080	15,641	8,006
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,340	3,876	10,625	25,702	838
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	22,275	52,307	58,605	41,516	56,290
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	(名)	8,387 (751)	8,372 (840)	8,546 (965)	8,790 (1,141)	9,051 (1,310)

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第78期	第79期	第80期	第81期	第82期
決算年月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月
営業収益 (百万円)	7,040	9,158	13,496	15,663	19,353
経常利益 (百万円)	4,253	6,060	9,896	12,421	16,024
当期純利益 (百万円)	4,009	4,109	6,193	9,236	16,451
資本金 (百万円)	38,413	38,413	38,413	38,413	38,413
発行済株式総数 (株)	257,920,497	257,920,497	243,920,497	239,000,000	239,000,000
純資産額 (百万円)	134,088	137,729	136,366	136,125	147,204
総資産額 (百万円)	204,715	221,236	239,963	225,229	223,119
1株当たり純資産額 (円)	558.69	573.79	582.66	593.91	642.08
1株当たり配当額 (円) (内1株当たり中間配当額)	10.00 (5.00)	13.00 (6.00)	16.00 (7.00)	23.00 (10.00)	25.00 (12.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	16.71	17.14	26.06	39.83	71.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	16.68	17.10	25.99	39.71	71.67
自己資本比率 (%)	65.4	62.2	56.7	60.3	65.8
自己資本利益率 (%)	3.0	3.0	4.5	6.8	11.6
株価収益率 (倍)	28.9	39.0	34.2	21.0	14.5
配当性向 (%)	59.8	75.9	61.4	57.7	34.8
従業員数 (名) (ほか、平均臨時雇用者数)	44 (2)	49 (4)	49 (5)	51 (3)	59 (7)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成28年3月期の1株当たり配当額23円には、創立60周年記念配当3円を含んでおります。

2 【沿革】

当社は昭和23年10月7日に株式会社三和工業所の商号をもって資本金195千円、機械類一般の修理及び製作・販売を主たる目的として兵庫県尼崎市に設立し、その後、営業を休止しました。

その後当社は、昭和38年4月1日、株式会社三和シャッター製作所(昭和31年4月設立)、三和シャッター株式会社(昭和34年9月設立)、三和商事株式会社(昭和36年5月設立)の株式額面変更(1株の額面金額500円を50円に変更)のため、これら3社を吸収合併しました。

なお、当社は合併の時まで営業を休止しており、合併後、被合併会社3社のうち株式会社三和シャッター製作所の営業活動を全面的に継承しました。従って実質上の存続会社である被合併会社の株式会社三和シャッター製作所及び当企業集団についてその沿革を記載します。

年月	概要
昭和31年4月	兵庫県尼崎市に株式会社三和シャッター製作所を設立(資本金1百万円)、シャッターの製作・販売を開始。
昭和38年4月	株式額面を50円に変更のため株式会社三和工業所に吸収合併され、資本金100百万円、商号を三和シャッター工業株式会社と改め、本店を東京都新宿区新宿一丁目60番地に移転。
9月	東京証券取引所市場第二部に上場。
昭和43年2月	大阪証券取引所市場第二部に上場。
4月	本店を東京都板橋区新河岸二丁目3番5号に移転。
昭和45年7月	東京・大阪両証券取引所市場第一部銘柄に指定される。
昭和48年3月	雨戸の製造・販売を開始。
昭和49年3月	三和ドア工業株式会社を吸収合併し、ドアの製造・販売を開始。
8月	オーバーヘッドドアの製造・販売を開始。
10月	本店を東京都新宿区西新宿二丁目1番1号に移転。
昭和52年3月	バルコニー等エクステリア製品の製造・販売を開始。
昭和57年7月	24時間フルタイムサービス(FTS)を開始。
昭和59年4月	昭和フロント販売株式会社(現 昭和フロント株式会社)(現 連結子会社)にてストアフロントの販売を開始。
昭和61年8月	シンガポールに三和シャッター(シンガポール)有限公司を設立。(平成22年3月期清算)
10月	香港に三和シャッター(香港)有限公司を設立。
昭和62年4月	三和エクステリア株式会社を設立。(平成13年9月清算)
昭和63年9月	台湾に安和金属工業股分有限公司を設立。
平成2年1月	自動ドアの昭和建産株式会社に資本参加。
平成8年4月	沖縄地区事業部を分社化した子会社沖縄三和シャッター株式会社(現 連結子会社)が営業開始。
7月	米国に持株会社Sanwa USA Inc.(現 連結子会社)を設立し、Overhead Door Corporation(現 連結子会社)を買収。
平成11年12月	株式会社田島順三製作所(平成18年4月三和タジマ株式会社へ商号変更)の全株式を取得し、ステンレス製品の製造・販売を強化。
平成12年1月	三和タジマ株式会社(平成18年3月合併により解散)を設立し、株式会社田島順三製作所の販売部門を統合し、ステンレス製品の販売を強化。
10月	三和エクステリア株式会社の販売部門を当社に、製造部門を平成12年9月に設立した三和エクステリア新潟工場株式会社(現 連結子会社)へ営業譲渡。
平成15年10月	欧州に持株会社Sanwa Shutter Europe Ltd.(現Novoferm Europe Ltd.)(現 連結子会社)ほか4社を設立し、Novoferm GmbH(現 連結子会社)ほかNovofermグループ9社を買収。
12月	ベニックス株式会社(平成23年10月合併により解散)の全株式を取得し、間仕切製品の製造・販売を強化。
平成16年1月	上海に三和喜雅達門業設計(上海)有限公司を設立。
7月	Novofermグループにおいて、TST Tor-System-Technik GmbH,Duren(現 連結子会社)ほか1社を買収。
平成17年11月	田島メタルワーク株式会社の全株式を取得し、ステンレス製品の販売を強化。

年月	概要
平成18年3月	三和タジマ株式会社を当社へ吸収合併。
4月	株式会社田島順三製作所の商号を三和タジマ株式会社(現 連結子会社)へ変更。 合併会社として、上海宝産三和門業有限公司を設立。
平成19年10月	会社分割により持株会社へ移行し、ビル商業施設建材事業、住宅建材事業、メン テ・リフォーム事業を平成19年4月に設立した三和シャッター株式会社へ承継。 当社は「三和ホールディングス株式会社」に、三和シャッター株式会社は「三和シ ャッター工業株式会社」(現 連結子会社)にそれぞれ商号を変更。
平成20年1月	ベトナムにVINA-SANWA COMPANY LIABILITY LTD.を設立。
10月	当社において、Novoferm (Shanghai) Co.,Ltd.の株式を取得。
平成21年5月	大阪証券取引所市場第一部の上場を廃止。
12月	Overhead Door Corporationにおいて、Wayne Dalton Corporationのドア事業等を取 得。
平成23年1月	Overhead Door Corporationが新たに設立したDoor Services Corporation(現 連結 子会社)においてAutomatic Door Enterprises, Inc.,他5社の自動ドア事業を取得 し、自動ドア事業を強化。
平成23年7月	ベニックス株式会社(現 連結子会社)を設立。
平成23年10月	間仕切事業・ドア事業のグループ内再編を実施。 三和シャッター工業株式会社にベニックス株式会社(平成15年12月連結、当再編に より解散)及び昭建産株式会社の販売事業を継承。 ベニックス株式会社(現 連結子会社)は解散したベニックス株式会社から間仕切の製 造事業を継承。昭建産株式会社は、自動ドアの製造事業に特化。
平成23年12月	Overhead Door CorporationにおいてカナダのCreative Door Services Ltd.(現 連 結子会社)の全株式を取得し、北米市場におけるガレージドア等のサービス事業を強 化。
平成24年5月	Overhead Door CorporationにおいてDoor Controls, Inc.の事業を買収し、自動ドア サービス事業を強化。
平成24年10月	Overhead Door CorporationにおいてAdvanced Door Automation, LLCの事業を買収 し、自動ドアサービス事業を強化。
平成25年5月	Overhead Door CorporationにおいてTexas Access Controls, Ltd.の事業を買収し、 自動ドアサービス事業を強化。
平成26年6月	Novofermグループにおいて、Alpha Deuren International B.V.(現 連結子会社)の 株式を取得し、産業用ドア事業を強化。
平成26年12月	Overhead Door CorporationにおいてDoor Services Corporation of Canada Ltd.(現 連結子会社)の株式を取得し、自動ドアサービス事業を強化。
平成28年6月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行。
平成28年7月	Novofermグループにおいて、フランスのNorsud Gestion S.A.S.他3社(現 連結子 会社)の株式を取得し、産業用ドア事業を強化。

3 【事業の内容】

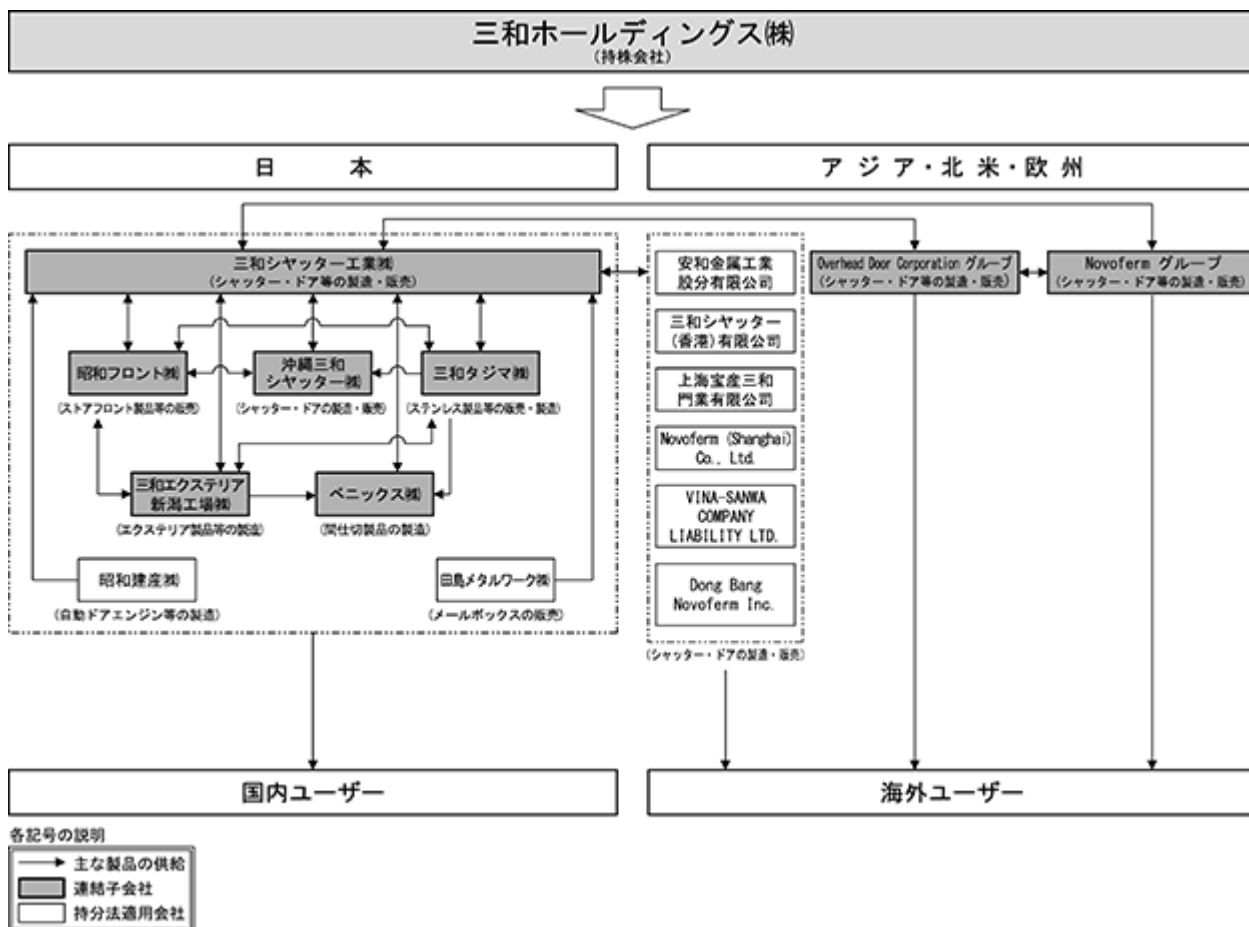
当社グループは当社、子会社85社及び関連会社16社の計102社（平成29年3月31日現在）で構成しており、ビル商業施設建材製品、住宅建材製品の建築用金属製品の製造・販売並びにメンテ・サービス等を主な事業としております。報告セグメントに属する主な製品及びサービスの種類は、次のとおりであります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することになります。

セグメント	日本	北米	欧州
主要製品及び事業	シャッター製品、シャッター関連製品 ビル用ドア製品、間仕切製品 ステンレス製品、フロント製品 窓製品、住宅用ドア製品 エクステリア製品、住宅用ガレージドア製品 メンテ・サービス事業	シャッター製品 シャッター関連製品 住宅用ガレージドア製品 車両用ドア製品 メンテ・サービス事業	シャッター製品 シャッター関連製品 ドア製品 住宅用ガレージドア製品 メンテ・サービス事業
主要な会社	三和シャッター工業㈱ 昭和フロント㈱ 沖縄三和シャッター㈱ 三和タジマ㈱ 三和エクステリア新潟工場㈱ ベニックス㈱	Overhead Door Corporation グループ	Novoferm グループ

[事業系統図]

事業系統図は以下のとおりであります。（持分法適用会社含む）



4 【関係会社の状況】

(連結子会社)

名称	住所	資本金 又は出資金	セグメント の名称	主要な製品及び 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
						役員 の兼任等	資金援助	設備の 賃貸借	営業上 の取引等
三和シャッター工業(株)	東京都 板橋区	百万円 500	日本	ビル商業施設建材製品 住宅建材製品 メンテ・サービス事業	100	有	無	有	当社からの経営指導契約 当社との業務委託契約 当社への配当金支払
昭和フロント(株)	東京都 千代田区	百万円 200	日本	ビル商業施設建材製品	100	有	無	無	当社からの経営指導契約 当社への配当金支払
沖縄三和シャッター(株)	沖縄県 豊見城市	百万円 100	日本	ビル商業施設建材製品	100	無	無	有	当社からの経営指導契約 当社への配当金支払
三和タジマ(株)	東京都 豊島区	百万円 100	日本	ビル商業施設建材製品	100	無	無	無	当社からの経営指導契約 当社への配当金支払
三和エクステリア新潟工場(株)	新潟県 燕市	百万円 10	日本	住宅建材製品	100	無	無	有	当社からの経営指導契約 当社への配当金支払
ベニックス(株)	埼玉県 比企郡 嵐山町	百万円 10	日本	ビル商業施設建材製品	100	無	無	無	当社からの経営指導契約 当社への配当金支払
Sanwa USA Inc.	アメリカ デラウェア 州	米ドル 510	北米	持株会社	100	有	無	無	
Overhead Door Corporation	アメリカ テキサス 州	百万米ドル 275	北米	ビル商業施設建材製品 住宅建材製品 メンテ・サービス事業 その他事業	100 (100)	有	有 (債務保証)	無	当社への配当金支払
Creative Door Services Ltd.	カナダ アルバー タ州	百万カナダドル 24	北米	ビル商業施設建材製品 住宅建材製品	100 (100)	無	有 (債務保証)	無	
Novoferm Europe Ltd.	イギリス ウィルム ズロウ	千ユーロ 2	欧州	ビル商業施設建材製品 住宅建材製品	100	有	有 (債務保証) (貸付)	無	
Novoferm Germany GmbH	ドイツ レース	千ユーロ 25	欧州	持株会社	100 (100)	無	無	無	
Novoferm GmbH	ドイツ レース	千ユーロ 12,782	欧州	ビル商業施設建材製品 住宅建材製品	100 (100)	無	有 (債務保証)	無	
Novoferm France S.A.S.	フランス マシエ クール	千ユーロ 11,337	欧州	住宅建材製品	100 (100)	無	無	無	
Novoferm Nederland B.V.	オランダ ワーデン ブルグ	千ユーロ 27	欧州	ビル商業施設建材製品 住宅建材製品	100 (100)	無	無	無	
Alpha Deuren International B.V.	オランダ ディーダ ム	千ユーロ 132	欧州	ビル商業施設建材製品 住宅建材製品	100 (100)	無	無	無	
Novoferm Schievano S.r.l.	イタリア パドバ	千ユーロ 98	欧州	ビル商業施設建材製品	100 (100)	無	無	無	
その他 29社									

(持分法適用関連会社)

名称	住所	資本金 又は出資金	セグメント の名称	主要な製品及び 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
						役員 の兼任等	資金援助	設備の 賃貸借	営業上 の取引等
上海宝産三和門業有限公司	中国 上海市	百万元 75		ビル商業施設建材製品	50	無	有 (債務保証)	無	当社への配当金支払
その他 3社									

- (注) 1 主要な製品及び事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
- 2 議決権の所有割合()内は、間接所有割合であり、以下のとおりであります。
- | | |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| Overhead Door Corporation | Overhead Door Inc. 100% |
| Creative Door Services Ltd. | Overhead Door Corporation 100% |
| Novoferm Germany GmbH | Novoferm Europe Ltd. 100% |
| Novoferm GmbH | Novoferm Germany GmbH 100% |
| Novoferm France S.A.S. | Novoferm Europe Ltd. 100% |
| Novoferm Nederland B.V. | Novoferm Europe Ltd. 100% |
| Alpha Deuren International B.V. | Novoferm Nederland Holding B.V. 100% |
| Novoferm Schievano S.r.l. | Novoferm Europe Ltd. 100% |
- 3 三和シャッター工業(株)、Sanwa USA Inc.及びOverhead Door Corporationは特定子会社であります。
- 4 連結子会社及び持分法適用関連会社は、いずれも有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。
- 5 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

会社名	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
三和シャッター工業(株)	176,248	16,817	11,863	34,790	98,058
Overhead Door Corporation	91,323	7,341	4,842	71,500	81,700

- 6 上海宝産三和門業有限公司は共同支配企業であります。

5 【従業員の状態】

(1) 連結会社の状況

(平成29年3月31日現在)

セグメント等の名称	従業員数(名)
日 本	3,198 (1,061)
北 米	3,617 ()
欧 州	2,177 (242)
全 社 (共 通)	59 (7)
合 計	9,051 (1,310)

- (注) 1 従業員数は就業人員数を記載しております。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

(平成29年3月31日現在)

セグメント等の名称	従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
全社(共通)	59 (7)	44歳8ヶ月	16年2ヶ月	9,566,005

- (注) 1 従業員数は就業人員数を記載しております。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
- 3 従業員は、概ね他社からの出向者で構成されており、平均勤続年数は各社での年数を通算しております。平均年間給与につきましても給与相当額の各社への支払額を含めて算出しております。
- 4 提出会社については、全社(共通)に区分しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、一部の国内及び在外子会社にて労働組合が組織されております。なお、労使関係について、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における国内経済は、個人消費の持ち直しや住宅着工戸数の増加もあり、緩やかながら回復基調となりましたが、非住宅分野の建築市場は力強さを欠く状況で推移しました。海外（1月～12月）においては、米国経済は、住宅市場と消費者支出が牽引し底堅く推移し、年末には新政権の期待感から金融・為替市場が好転するなど総じて緩やかながら拡大が続きました。欧州経済は、個人消費、設備投資が堅調で全体的に回復基調となりましたが、英国のEU離脱問題、米国大統領選挙の結果が懸念材料となり、先行きに不透明感が強まりました。

このような環境下、当社グループは、今年度から長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」第二次3ヵ年計画をスタートさせ、「グローバル・メジャー」としての競争力を強化するため、グループ一丸となり取り組んでおります。国内においては、非住宅建材市場が停滞する環境下、既存事業の強化、多品種化による更なる成長、連携による事業強化・拡大、防火設備の新しい検査・報告制度への対応に注力しました。米国では、基幹事業の強化及び成長、川下事業戦略に注力し、シェア拡大に努めました。欧州では、耐火ドアの全欧州への拡販、セクショナルガレージドアのシェア拡大を推進するとともにノルスード社（フランス）を買収し、産業用ドア事業の強化を図りました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、国内事業の減収と円高の進行により、前連結会計年度に比べ3.2%減の353,922百万円となりました。利益面では、営業利益は、前連結会計年度に比べ1.6%減の26,440百万円、経常利益は、前連結会計年度に比べ3.4%減の25,278百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ16.7%増の17,070百万円となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

日本

売上高は、多品種化の推進により間仕切が堅調、メンテサービス事業も増収となりましたが、オフィス・店舗などの非住宅用が伸びず、重量シャッター、ビルマンションドア等の基幹商品が減収となったことから、前連結会計年度に比べ2.8%減の196,455百万円となりました。利益に関しましては、数量減の影響が大きく、コストアップの抑制に努めましたが、前連結会計年度に比べ11.2%減の20,141百万円のセグメント利益となりました。

北米

売上高は、主力のドア事業が増収となり、自動ドア事業、施工・サービス事業も好調に推移し、外貨ベースでは4.3%増となりましたが、円高の影響により、前連結会計年度に比べ5.7%減の103,725百万円となりました。利益に関しましては、増収効果に加え、材料費低減等により、前連結会計年度に比べ25.2%増の7,267百万円のセグメント利益となりました。

欧州

売上高は、ヒンジドアは新製品が好調で大幅な増収、ガレージドアは市場の回復により増収、産業用ドアもノルスード社の連結効果もあり、大幅増収となり、外貨ベースでは11.0%増となりましたが、円高の影響により、前連結会計年度に比べ0.2%増の53,385百万円となりました。利益に関しましては、増収効果でコストアップを吸収し、前連結会計年度に比べ17.8%増の1,850百万円のセグメント利益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ14,774百万円増加し56,290百万円となりました。当連結会計年度における区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前当期純利益が増加したことにより23,670百万円の資金増加（前連結会計年度は24,378百万円の資金増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に固定資産の取得により8,006百万円の資金減少（前連結会計年度は15,641百万円の資金減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に借入金の返済により838百万円の資金減少（前連結会計年度は25,702百万円の資金減少）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
日 本	147,893	98.4
北 米	75,521	91.5
欧 州	36,546	101.6
合 計	259,961	96.7

(注) 1 上記の金額は、製造原価によっており、相殺消去前の金額であります。

2 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前期比(%)	受注残高(百万円)	前期比(%)
日 本	223,053	103.2	111,171	124.4
北 米	104,761	97.3	7,059	124.9
欧 州	53,747	97.2	5,793	98.4
合 計	381,562	100.6	124,024	122.9

(注) 1 上記の金額は、相殺消去前の金額であります。

2 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメント等の名称	金額(百万円)	前期比(%)
日 本	196,455	97.2
北 米	103,725	94.3
欧 州	53,385	100.2
報告セグメント計	353,566	96.7
調 整 額	356	331.2
合 計	353,922	96.8

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献する」ことを使命とし、この「使命」を具体的に現すために「経営理念」および「行動指針」を定めています。

経営理念

- 「お客さますべてが満足する商品、サービスを提供する」
- 「世界の各地域で評価されるグローバルな企業グループとなる」
- 「個人の創造力を結集してチームワークにより、企業価値を高める」

行動指針

- 「お客さまの信頼の向上のために感謝と誠意をもって業務活動を行なう」
- 「国内外、社会のニーズに応える品質・コストを追求し、トップブランドを確立する」
- 「未来を先取りし、絶えずあらゆる部門の技術レベル・生産性を向上させる」
- 「ルールを遵守し、自由闊達で風通しのよい、やりがいのある職場づくりを行なう」
- 「常に自己啓発し、自ら高い目標に挑戦し、自らの役割と責任を認識し価値創造に貢献する」

当社グループは、お客さまをはじめとするステークホルダーの方々の信頼と期待に応え、「使命」「経営理念」「行動指針」を具現化した商品とサービスをお客さまに提供することにより、当社企業価値および株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、企業価値増大を目指した当社グループ独自の「SVA」(Sanwa Value Added)を使用し、企業価値の増大を図っております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」

「動く建材」のグローバル・メジャーとして、世界中のお客さまに安全、安心、快適な商品とサービスを提供する。

当社グループは、「三和2010ビジョン」(2001年~2012年)の基本構想である「企業価値創出のグローバルグループ経営」を継承し、グローバル経営を初期段階から新たな飛躍の段階へと進化させるため、長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」を策定し、2013年度よりスタート致しました。

<目指す姿>

1. 日・米・欧において、各地の市場特性に応じた発展により、トップブランドの地位を不動のものとする。
2. 各地域でお客さまが満足する最大の付加価値を提供するため、サービス分野の強化を中心にビジネスモデルを拡大する。
3. アジアを中心に新興国におけるシャッター・ドア事業を、グループの事業の一つの柱とし、トップブランドに育成する。
4. 各地に展開する強みを結集し、グローバル市場における全体最適を推進する。

(4) 会社の対処すべき課題

中期経営計画（第二次3ヵ年計画 2016年～2018年）

「三和グローバルビジョン2020」の実現に向けて、グローバル・メジャーとしての競争力を強化する3ヵ年として以下の重点方針と経営目標を掲げ『第二次3ヵ年計画』（2016年～2018年）をスタート致しました。

<重点方針>

1. 日・米・欧における競争力の強化とトップブランドの確立

国内グループ会社： 既存事業の強化、多品種化による更なる成長、連携による事業強化・拡大、点検法制化対応

米国グループ会社： 基幹事業の強化および成長、川下事業戦略、海外事業拡大

欧州グループ会社： グループ経営の推進、耐火ドアの全欧州への拡販、産業用ドア事業の拡大、セクショナルガレージドアのシェア拡大

2. サービス分野の強化とビジネスモデル拡大

国内事業： サービス事業の強化、修理・メンテナンス体制の強化（工事力強化と法制化対応）、支店・各ブロックにおける営業体制のための各種インフラ整備

米州事業： カナダの販売会社と米国のドア施工直販部門を統合して施工・サービス部門を新たに設置、自動ドア事業での収益改善とM&Aによる業容拡大

欧州事業： 欧州全域でのサービス機能の再構築、プロユーザー向けのWebを活用したスペアパーツの欧州全域での拡販

3. アジア事業の事業基盤の強化

各重点マーケットでトップシェアを目指す

ローカル化の更なる推進

グループ会社間のシナジー連携強化

アジア域内の横断的な商機拡大

4. グローバル展開による競争力の発揮

グループ調達活動の拡大

グローバル営業ネットワーク

グローバルベースの商品開発・展開

5. 社会から信頼される企業体質の維持強化

コーポレートガバナンス強化

コンプライアンス、品質・安全の徹底

<経営目標>

	2016年度実績	2018年度目標
売上高	3,539億円	4,100億円
営業利益	264億円	370億円
営業利益率	7.4%	9.0%
ROE	12.7%	15.0%
自己資本比率	43.0%	42.0%

目標の数値及び比率は、中期計画策定時に入手可能な情報に基づいて算出しておりますので、環境や業況の変化により変更する可能性があります。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

当社は、平成19年6月22日開催の第72期定時株主総会の決議による承認を得て、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、本プランといいます。）を導入し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして本プランを継続してまいりました。しかしながら、本プランの導入時・更新時とは外部環境が変化しており、金融商品取引法による大量取得行

為に関する規制も浸透し、本プランの目的のひとつである「株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保する」もある程度担保されております。

また、当社は、平成28年に創立60周年を迎え、平成29年度から新しい経営体制・組織体制の下、長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」に取り組んでおり、グローバル・メジャーに相応しい企業体質を構築することで社会から信頼され、そして更なる業績向上に取り組むことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものであると考えております。

このような状況の下、当社における本プランの必要性は低下しているものと考え、また、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様の声も参考にし、当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議し、平成29年6月28日開催の第82期定時株主総会の終結の時をもって本プランは有効期限を満了いたしました。

なお、本プランの廃止にかかわらず、当社は、今後とも企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。また、今後も大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。当社グループでは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、平素より予防、軽減及び発生した場合の対応に努めております。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 資材・部品等の調達について

鋼材価格等原材料の価格高騰、安定確保に係るもの

当社グループの主要原材料である鋼材(鋼板・ステンレス等)価格は、一時、円安等の影響により、上昇傾向にあり、鋼材価格が再度、高騰する可能性があります。

当社グループは、コストダウンに全力で取り組んでおりますが、全てを吸収することは困難であり、製品価格の引き上げに取り組んでおります。しかし、価格競争の厳しい市場下で原材料価格上昇を完全にカバーできるかはなお不透明であり、経済環境の悪化に伴う価格引き下げ圧力の増大など当社グループの収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

特定の供給元への依存に係るもの

当社グループは、製品の主要部品の一部を永年の取引関係とそれに基づいた諸条件等から、グループ外の特定供給元に依存しております。主要部品の確保には留意して万全の体制を取っておりますが、供給元の状態の変化等により主要部品の不足が生じない保証はありません。その場合、生産・販売、また代替品対応等の影響等により当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 製品性能について

製品品質上の問題に係るもの

当社グループは、製品の品質確保には留意して万全の体制を取っております。しかしながら、予期せぬ状況の発生等により、製品、資材、部品、その他のサービス等に欠陥または何らかの品質上の問題が全く生じないとは言いきれません。万一そうした状況が発生した場合は、当社グループの製品の信頼性やブランド価値に悪影響を及ぼす可能性があります。また、代替品等の対応により当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

製品の安全性と保守点検に係るもの

当社グループは、平成16年3月に発生した自動回転ドア(当社グループ会社設置)事故の教訓をもとに、新製品開発における安全対策をさらに強化徹底すべく努めております。

当社グループは、保守点検契約を獲得し安全性確保を目指すべく既設製品のデータベース化を進めております。平成28年6月より防火設備の定期検査・報告制度が導入されておりますが、全ての防火設備が対象となっておらず、それら以外の製品の保守点検は、法制上強制ではなく任意の契約となっていることもあり、保守点検契約の向上に努めていますが、このことは、製品性能が部品の磨耗等により正常に発揮されない、潜在的なリスクとなっております。また、そして万一重大事故が発生すれば、当社グループの信頼性やブランド価値が損なわれ、業績・株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3)経済状況、市場動向及び地域的多様性について

当社グループの業績は、それぞれ公共事業投資や民間設備投資、新規住宅着工の状況、個人消費動向及び主要販売先の業績変動等において影響を受ける場合があります。

当社グループは平成8年に米国のOverhead Door Corporationグループを買収、平成15年には欧州のNovofermグループを買収しており、事業の約4割が欧米地域での生産、販売となっております。またアジア地域においても中国を中心に事業を拡大しつつあります。これらにより、日本、米国、欧州、アジアを含む当社グループの主要市場における景気後退、及びそれに伴う需要の縮小によって、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性が高くなっていると言えます。このことは、グループ全体としての事業のリスクが分散された反面、純粋に経済状況、需要動向による要因のほか特に以下の新たなリスク顕在化の可能性が生じております。

事業展開地域の地政学的リスクに係るもの

海外に事業展開することで進出地域それぞれの政治的・社会的環境のもとで事業をすることになり、それらの変化が業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・製品仕様等に関わる予期しない法律または規制の変更
- ・海外移転税制等、外国資本に対する不利な政策または経済要因
- ・テロ、戦争、パンデミック等を含む伝染病、反日暴動などその他の要因による社会的混乱

ストライキ等の労使関係に係るもの

当社グループが進出している海外の各地域・国において労働慣行の相違が存在しており、法環境の変化、経済環境の変化など予期せぬ事象を起因とした労使関係の悪化、ストライキ等労働争議などのリスクが存在しております。万一そのような問題が発生、長期化した場合は当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4)為替レート、金利、有価証券価格等、金融市場の変動について

各地域における売上、費用、資産及び負債を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成に当たり円換算しております。これらの項目の各期の円換算後の業績は為替レート如何によって事前の想定範囲を超えて影響を受ける可能性があります。

金利の変動については当社の金融資産、負債(特に長期負債)の評価に影響を与える可能性があり、また保有する有価証券価格についても価格変動のリスクがあります。

(5)業績の季節変動への対応について

当社グループの事業は、年度末の完工物件が多い公共事業や民間設備などの比率が高いため、業績は上半期より下半期の比重が高くなる傾向にあります。このことは適切な人員配置が困難になる、あるいは設備能力の設定ができないなどの問題につながり、結果として当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6)コンプライアンス・リスクについて

当社グループは、法令遵守と倫理に基づいた企業活動を行う旨を宣言し、当社の取締役及び従業員が事業遂行にあたって、各種法令や倫理基準並びに社内コンプライアンス行動規範等から逸脱した行為を行うことがないよう、グループ全体への徹底を図っております。しかし、万一それらの行為が発生し、当社がコンプライアンス上の問題に直面した場合には、監督官庁等からの処分、訴訟の提起や社会的信用の失墜等により、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響が生じる可能性があります。

(7)事業買収について

当社グループは、保有する経営資源の効率的運用を考慮し、企業価値の最大化を目的として事業買収を実施することがあります。なお、買収後において当社が認識していない問題が明らかとなった場合や、市場環境や競合状況の変化または何らかの事由により事業展開が計画通りに進まない場合、投資価値の減損損失を行う必要が生じるなど、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

上記以外に次のようなりスクが考えられます。

- ・気象条件、地震等自然災害またはテロ・暴動などの騒乱に係るもの
- ・製品・サービス開発、価格競争等市場での競合に係るもの
- ・人材確保に係るもの
- ・公的規制への対応に係るもの
- ・訴訟対応に係るもの
- ・情報及び情報システムの管理に係るもの
- ・企業買収・事業提携等に係るもの
- ・環境規制に係るもの
- ・退職給付債務に係るもの
- ・取引先からの債権回収に係るもの
- ・固定資産の価値下落に係るもの

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度における研究開発活動は、用途別市場に対する品揃えとプラットフォーム化推進、商品・部材・部品の整理統合を図り、かつ、品質、安全、施工性の向上及びコストダウンを推し進めながら、新製品の開発及び既存製品の改良に取り組みました。なお、研究開発費の総額は3,999百万円となっております。

セグメント別の研究開発活動は以下のとおりであります。

(1) 日本

主にシャッター製品、ドア製品の開発に注力しており、シャッター製品については、重量シャッターでは、倉庫物件等で要求される2500Paクラスの高耐風圧に対し、従来よりもコストを抑えた「重量シャッターA2スラット高強度タイプ」の開発を行いました。また、品質向上として軽量シャッター中柱の仕様改良、法制点検化に基づく重量シャッター点検性向上のため、軸受の仕様改良を行いました。

マンションドア市場では、「エクストール」に配線工事を不要とし、キーを携帯したまま玄関ドアの施錠も可能な、マンションドア用新型電気錠「iEL Zero(アイイーエルゼロ)」を追加しました。また、マンション全体のセキュリティと利便性の向上を目的として玄関ドアはもちろん、マンションのエントランスの自動ドア、メールボックス、駐輪場出入口などの複数の共用部の操作が玄関ドアの鍵を携帯したままでも可能となる「マンション用ハンズフリーシステム」を発売しました。

環境関連製品では、工場・倉庫向けに断熱スライダー「NSチルド/チルドミニ」の明り窓をアルゴンガス入り複層ガラス(外部面Low-Eガラス)に仕様変更し、断熱効果を向上させました。防水商品では、「ウォーターガード Sタイトドア」を電気室、機械室などの搬入用大型扉にも対応できるように設計範囲を拡大し、また、「ウォーターガード 防水シャッター」では、地震等の災害でビル側の電源が遮断された場合でも、シャッターの防水機能を確保するために非常電源装置をオプション設定しました。

なお、当セグメントに係る研究開発費は、1,657百万円であります。

(2) 北米

主に住宅用・商業用開閉機の開発に注力しており、商業用開閉機については、高速開閉、高頻度、高耐風圧仕様のシートシャッターの開発・販売を行い、また、主に空港セキュリティで利用されるスウィングドアの開発・販売を行いました。車両用ドアについては、業界初のトラック・トレーラー向け、1枚扉断熱ドアの開発等を行いました。

なお、当セグメントに係る研究開発費は、1,644百万円であります。

(3) 欧州

主に欧州建材製品基準統合対応のため、製品ラインナップ拡大に注力し、また、従来商品のコストダウンモデルとして上回りデザインを一新した室内用シートシャッターを開発しました。

なお、当セグメントに係る研究開発費は、696百万円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって、決算日における資産・負債の報告数値、偶発債務の開示、各連結会計年度における収入・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行っております。これらの見積り及び判断は、過去の実績や状況に応じ合理的であると考えられる様々な要因に基づき行っており、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、主に現金及び預金の増加により、前連結会計年度末と比べ13,123百万円増加し323,393百万円となりました。負債は、主に社債の発行により、前連結会計年度末と比べ3,552百万円増加し183,487百万円となりました。純資産は、主に利益剰余金の増加により、前連結会計年度末と比べ9,570百万円増加し139,905百万円となりました。以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末と比べ1.3ポイント増加し43.0%となりました。

(3)キャッシュ・フローの分析

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前当期純利益が増加したことにより23,670百万円の資金増加（前連結会計年度は24,378百万円の資金増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に固定資産の取得により8,006百万円の資金減少（前連結会計年度は15,641百万円の資金減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に借入金の返済により838百万円の資金減少（前連結会計年度は25,702百万円の資金減少）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物は前連結会計年度末に比べ14,774百万円増加し56,290百万円となりました。

(4)経営成績の分析

当社グループは、今年度から長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」第二次3ヵ年計画をスタートさせ、「グローバル・メジャー」としての競争力を強化するため、グループ一丸となり取り組んでおります。国内においては、非住宅建材市場が停滞する環境下、既存事業の強化、多品種化による更なる成長、連携による事業強化・拡大、防火設備の新しい検査・報告制度への対応に注力しました。米国では、基幹事業の強化及び成長、川下事業戦略に注力し、シェア拡大に努めました。欧州では、耐火ドアの全欧州への拡販、セクショナルガレージドアのシェア拡大を推進するとともにノルスード社（フランス）を買収し、産業用ドア事業の強化を図りました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、国内事業の減収と円高の進行により、前連結会計年度に比べ3.2%減の353,922百万円となりました。利益面では、営業利益は、前連結会計年度に比べ1.6%減の26,440百万円、経常利益は、前連結会計年度に比べ3.4%減の25,278百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ16.7%増の17,070百万円となりました。

なお、セグメント別の売上高及び利益の概況については、「第2事業の状況1業績等の概要」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、長期的に成長が期待できる製品分野に重点を置き、あわせて省力化、合理化及び製品の信頼性向上のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資額（有形固定資産のほか無形固定資産を含む）は、8,096百万円であります。セグメント別に示すと日本3,427百万円、北米2,497百万円、欧州2,135百万円であり、その他36百万円であります。主に各地域ともに各工場の設備の更新、生産設備、金型等の取得及び情報技術関連の投資等を実施しております。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社及び連結子会社における主要な設備は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成29年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他		合計
本社 (東京都新宿区)		事務所等	11	6	()	90	108	59
子会社への賃貸設備 (栃木県足利市他)		工場等	6,119		6,597 (602,733)		12,717	
その他賃貸設備 (福岡県大野城市他)		賃貸用店舗用 地等			152 (12,959)		152	

(2) 国内子会社

(平成29年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他		合計
三和シャッター 工業㈱	札幌工場 (北海道恵庭市)	日本	シャッター 等生産設備		56	()	12	68	28
三和シャッター 工業㈱	足利工場 (栃木県足利市)	日本	シャッター 等生産設備		402	()	45	448	82
三和シャッター 工業㈱	太田ドア工場 (群馬県太田市)	日本	ドア等生産 設備		606	()	32	638	73
三和シャッター 工業㈱	岐阜工場 (岐阜県不破郡垂井町)	日本	シャッター 等生産設備		441	()	51	492	75
三和シャッター 工業㈱	広島工場 (広島県安芸高田市)	日本	ド ア ・ シャッター 等生産設備		439	()	24	464	70
三和シャッター 工業㈱	九州工場 (福岡県朝倉市)	日本	シャッター 等生産設備		190	()	21	211	58
三和シャッター 工業㈱	静岡工場 (静岡県牧之原市)	日本	住宅建材生 産設備		624	()	59	684	68
三和タジマ㈱	埼玉工場 (埼玉県入間郡毛呂山町)	日本	ステンレス 製品等生産 設備	682	57	2,297 (49,114)	11	3,048	80
三和タジマ㈱	名古屋工場 (愛知県犬山市)	日本	ステンレス 製品等生産 設備	219	18	1,193 (17,438)	1	1,432	41

(3) 在外子会社

(平成29年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
Overhead Door Corporation	Grand Island工場 (アメリカ：ネブラスカ州)	北米	商業用ドア、ガレージドア等生産設備	465	228	10 (75,271)	33	738	220
Overhead Door Corporation	Lewistown工場 (アメリカ：ペンシルバニア州)	北米	シャッター等生産設備	735	411	23 (110,734)	41	1,212	252
Overhead Door Corporation	Williamsport工場 (アメリカ：ペンシルバニア州)	北米	商業用ドア、ガレージドア等生産設備	239	415	85 (131,328)	50	790	210
Overhead Door Corporation	Mt.Hope工場 (アメリカ：オハイオ州)	北米	商業用ドア、ガレージドア等生産設備	1,137	1,589	79 (199,663)	311	3,118	567
Overhead Door Corporation	Pensacola工場 (アメリカ：フロリダ州)	北米	商業用ドア、ガレージドア等生産設備	1,138	748	94 (72,276)	170	2,151	201
Overhead Door Corporation	Portland工場 (アメリカ：オレゴン州)	北米	商業用ドア、ガレージドア等生産設備	493	243	316 (63,292)	18	1,072	87
Novoferm GmbH	Werth工場 (ドイツ：ベアト)	欧州	ガレージドア・ドアフレーム等生産設備	395	421	201 (93,900)	35	1,054	211
Novoferm GmbH	Dortmund工場 (ドイツ：ドルトムント)	欧州	ガレージドア等生産設備	934	526	242 (55,900)	80	1,784	134
Novoferm France S.A.S.	Machecoul工場 (フランス：マシェクール)	欧州	ガレージドア等生産設備	481	271	47 (69,936)	15	814	215
Alpha Deuren International B.V.	Didam工場 (オランダ：ディーダム)	欧州	産業用ドア等生産設備	205	938	21 (1,495)	33	1,199	90

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり建設仮勘定は含んでおりません。なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 上記の他、主要な賃借及びリース設備は以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	内容	年間賃借料又は リース料(百万円)
三和シャッター工業(株)	本社 (東京都板橋区)	日本	事務機器	74

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出 会社	大阪事務所 (尼崎市)	日本	建物	1,880		自己資金	平成29年 7月	平成30年 3月	

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	550,000,000
計	550,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	239,000,000	239,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 あります。
計	239,000,000	239,000,000		

(注) 提出日現在の発行数には、平成29年6月1日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行している新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	76個(注)1	同 左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	76,000株(注)2	
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円(注)3	同 左
新株予約権の行使期間	平成20年7月16日～平成50年7月15日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1円 資本組入額 (注)4	同 左
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。 新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人(以下、「権利承継者」という)を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。 (3)新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定及び質入れ等一切の処分を行うことができない。 (4)その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は本新株予約権を他に譲渡することはできない。	同 左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同 左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割 新設分割により設立する株式会社

株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転 株式移転により設立する株式会社

平成21年6月30日開催の取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	82個(注)1	同 左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	82,000株(注)2	
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円(注)3	同 左
新株予約権の行使期間	平成21年7月16日～平成51年7月15日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1円 資本組入額 (注)4	同 左
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。 新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人(以下、「権利承継者」という)を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。 (3)新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定及び質入れ等一切の処分を行うことができない。 (4)その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は本新株予約権を他に譲渡することはできない。	同 左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同 左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割 新設分割により設立する株式会社

株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転 株式移転により設立する株式会社

平成22年6月30日開催の取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	99個(注)1	同 左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	99,000株(注)2	
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円(注)3	同 左
新株予約権の行使期間	平成22年7月16日～平成52年7月15日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1円 資本組入額 (注)4	同 左
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。 新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人(以下、「権利承継者」という)を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。 (3)新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定及び質入れ等一切の処分を行うことができない。 (4)その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は本新株予約権を他に譲渡することはできない。	同 左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同 左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割 新設分割により設立する株式会社

株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転 株式移転により設立する株式会社

平成23年6月29日開催の取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	102個(注)1	同 左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	102,000株(注)2	
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円(注)3	同 左
新株予約権の行使期間	平成23年7月15日～平成53年7月14日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1円 資本組入額 (注)4	同 左
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。 新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人(以下、「権利承継者」という)を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。 (3)新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定及び質入れ等一切の処分を行うことができない。 (4)その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は本新株予約権を他に譲渡することはできない。	同 左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同 左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 5 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割 新設分割により設立する株式会社

株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転 株式移転により設立する株式会社

平成24年6月28日開催の取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	138個(注)1	同 左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	138,000株(注)2	
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円(注)3	同 左
新株予約権の行使期間	平成24年7月14日～平成54年7月13日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1円 資本組入額 (注)4	同 左
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。 新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人(以下、「権利承継者」という)を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。 (3)新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定及び質入れ等一切の処分を行うことができない。 (4)その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は本新株予約権を他に譲渡することはできない。	同 左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同 左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 5 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割 新設分割により設立する株式会社

株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転 株式移転により設立する株式会社

平成25年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	76個(注)1	同 左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	76,000株(注)2	
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円(注)3	同 左
新株予約権の行使期間	平成25年7月13日～平成55年7月12日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1円 資本組入額 (注)4	同 左
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。 新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人(以下、「権利承継者」という)を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。 (3)新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定及び質入れ等一切の処分を行うことができない。 (4)その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は本新株予約権を他に譲渡することはできない。	同 左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同 左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割 新設分割により設立する株式会社

株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転 株式移転により設立する株式会社

平成26年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	75個(注)1	同 左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	75,000株(注)2	
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円(注)3	同 左
新株予約権の行使期間	平成26年7月15日～平成56年7月14日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1円 資本組入額 (注)4	同 左
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。 新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人(以下、「権利承継者」という)を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。 (3)新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定及び質入れ等一切の処分を行うことができない。 (4)その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は本新株予約権を他に譲渡することはできない。	同 左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同 左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 5 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割 新設分割により設立する株式会社

株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転 株式移転により設立する株式会社

平成27年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	497個(注)1	同 左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	49,700株(注)2	
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円(注)3	同 左
新株予約権の行使期間	平成27年7月14日～平成27年7月13日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1円 資本組入額 (注)4	同 左
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。 新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人(以下、「権利承継者」という)を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。 (3)新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定及び質入れ等一切の処分を行うことができない。 (4)その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は本新株予約権を他に譲渡することはできない。	同 左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同 左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割 新設分割により設立する株式会社

株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転 株式移転により設立する株式会社

平成28年6月28日開催の取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	689個(注)1	同 左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	68,900株(注)2	
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円(注)3	同 左
新株予約権の行使期間	平成28年7月15日～平成58年7月14日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1円 資本組入額 (注)4	同 左
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。 新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人(以下、「権利承継者」という)を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。 (3)新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定及び質入れ等一切の処分を行うことができない。 (4)その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は本新株予約権を他に譲渡することはできない。	同 左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同 左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割 新設分割により設立する株式会社

株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転 株式移転により設立する株式会社

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年5月30日	8,000	249,920		38,413		39,902
平成27年2月12日	6,000	243,920		38,413		39,902
平成28年2月19日	4,920	239,000		38,413		39,902

(注) 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

(平成29年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		67	29	131	290	4	9,679	10,200	
所有株式数 (単元)		1,001,686	23,797	171,792	815,254	25	376,475	2,389,029	97,100
所有株式数 の割合(%)		41.93	1.00	7.19	34.13	0.00	15.75	100.00	

(注) 自己株式10,209,656株は、「個人その他」に102,096単元及び「単元未満株式の状況」に56株含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

(平成29年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	17,518	7.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	14,210	5.95
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	11,299	4.73
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	8,100	3.39
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28-1	6,420	2.69
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	5,151	2.16
日新製鋼株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目4-1	4,968	2.08
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	4,637	1.94
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1)	4,601	1.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	4,129	1.73
計		81,036	33.91

(注) 1 当社は次のとおり自己株式を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

所有株式数 10,209千株

発行済株式総数に対する所有株式数の割合 4.27%

2 上記の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 17,518千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 14,210千株

3 平成28年7月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において野村證券株式会社及びその共同保有者1社が平成28年7月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

当該報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	457	0.19
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1丁目12-1	9,467	3.96
計	-	9,925	4.15

4 平成28年11月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において三井住友アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者1社が平成28年11月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては、上記の表中に記載の株式会社三井住友銀行を除き、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

当該報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区愛宕2丁目5-1	844	0.35
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	11,299	4.73
計	-	12,144	5.08

- 5 平成28年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において日本生命保険相互会社及びその共同保有者1社が平成28年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

当該報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	6,821	2.85
ニッセイアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	5,285	2.21
計	-	12,106	5.07

- 6 平成29年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者2社が平成29年2月27日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

当該報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	3,000	1.26
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	11,957	5.00
三菱UFJ国債投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12-1	751	0.31
計	-	15,708	6.57

- 7 平成29年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において株式会社みずほ銀行及びその共同保有者2社が平成29年3月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

当該報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	900	0.38
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8-2	8,815	3.69
アセットマネジメントOneインターナショナル	Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, UK	254	0.11
計	-	9,969	4.17

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成29年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,209,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 228,693,300	2,286,933	
単元未満株式	普通株式 97,100		
発行済株式総数	239,000,000		
総株主の議決権		2,286,933	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式56株が含まれております。

【自己株式等】

(平成29年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三和ホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新宿 二丁目1番1号	10,209,600		10,209,600	4.27
計		10,209,600		10,209,600	4.27

(9) 【ストックオプション制度の内容】

株式報酬型ストックオプション制度

平成20年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名（社外取締役を除く）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成21年6月30日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成21年6月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名（社外取締役を除く）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年6月30日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成22年6月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名（社外取締役を除く）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成23年6月29日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成23年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名（社外取締役を除く）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成24年6月28日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成24年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名(社外取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成25年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成25年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名(社外取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成26年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成26年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名(社外取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成27年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成27年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名(社外取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成28年6月28日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成28年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成29年6月28日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成29年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 (非常勤取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	35,700株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円(注)1
新株予約権の行使期間	平成29年7月15日～平成59年7月14日
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。 新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人(以下、「権利承継者」という)を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。 (3)新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定及び質入れ等一切の処分を行うことができない。 (4)その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は本新株予約権を他に譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

2 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割 新設分割により設立する株式会社

株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転 株式移転により設立する株式会社

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第459条第1項の規定による当社定款の定めによる取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成29年5月12日)での決議状況 (取得期間平成29年5月15日～平成29年8月14日)	5,500,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式	3,631,900	4,439,985,700
提出日現在の未行使割合(%)	34.0	11.2

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,505	1,583,349
当期間における取得自己株式	84	94,326

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(ストックオプションの権利行使)	39,800	18,481,800		
その他(単元未満株式の買増し)				
保有自己株式数	10,209,656		13,841,640	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、企業体質の改善、経営基盤の強化を図りつつ、企業価値増大に向けた経営を更に推進するため、安定した配当性向を維持し、連結業績に連動した利益配分を行うことを基本方針としております。具体的には、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向35%を目安として利益配分を行うこととしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は取締役会又は株主総会であります。なお、当社は、平成28年6月28日開催の第81期定時株主総会の決議により、「剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる」旨を定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当13円（中間配当金を含め年25円）としております。

内部留保につきましては、M&Aなどの戦略的投資と設備投資、有利子負債の圧縮等に活用してまいります。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年10月31日 取締役会決議	2,745	12.0
平成29年6月28日 定時株主総会決議	2,974	13.0

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第78期	第79期	第80期	第81期	第82期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	492	783	925	1,113	1,165
最低(円)	282	457	598	660	793

（注）株価の最高・最低は東京証券取引所市場第一部におけるものを記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年 10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月
最高(円)	1,065	1,148	1,156	1,165	1,101	1,082
最低(円)	956	992	1,098	1,036	1,007	1,010

（注）株価の最高・最低は東京証券取引所市場第一部におけるものを記載しております。

5 【役員の状況】

男性 9名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
代表取締役 会長		高山 俊 隆	昭和14年4月25日生	昭和38年8月 当社入社 昭和47年4月 取締役 昭和49年4月 常務取締役 昭和55年4月 取締役副社長 昭和56年5月 代表取締役社長 昭和60年8月 昭和フロント販売(株)(現 昭和フロント(株)) 代表取締役社長 平成12年6月 執行役員社長 平成19年10月 三和シャッター工業(株)代表取締役会長 (現任) 平成21年7月 三和シャッター工業(株)代表取締役社長 平成24年4月 CEO(現任) 兼 COO 平成24年6月 代表取締役会長(現任)	(注)4	1,858
代表取締役 社長		高山 靖 司	昭和46年2月3日生	平成18年10月 当社入社 平成23年4月 常務執行役員 平成23年4月 海外事業部門担当補佐 平成24年4月 専務執行役員 平成24年4月 経営企画部門担当 平成24年6月 取締役 平成28年4月 執行役員副社長 平成28年4月 社長補佐 平成29年4月 代表取締役社長(現任) 平成29年4月 COO(現任)	(注)4	85
取締役	グローバル 事業部 門担当	藤 沢 裕 厚	昭和28年3月4日生	平成24年11月 当社入社 平成25年4月 常務執行役員 平成25年4月 事業改革推進部門担当 平成26年6月 取締役(現任) 平成27年4月 欧州事業部門担当 平成28年4月 欧米事業部門担当 平成29年4月 専務執行役員(現任) 平成29年4月 グローバル事業部門担当(現任)	(注)4	18
取締役	経営企画 部門担当	福 田 真 博	昭和30年6月14日生	平成17年9月 当社入社 平成19年10月 執行役員 平成20年4月 常務執行役員(現任) 平成23年4月 米州事業担当 平成24年4月 海外事業部門担当補佐 平成24年6月 取締役(現任) 平成26年4月 米州事業部門担当 平成28年4月 経営企画部門担当補佐兼CSR推進部長 平成29年4月 経営企画部門担当(現任)	(注)4	68
取締役		高山 盟 司	昭和48年8月27日生	平成18年10月 当社入社 平成22年4月 三和シャッター工業(株)執行役員 平成23年4月 三和シャッター工業(株)取締役 平成23年4月 三和シャッター工業(株)常務執行役員 平成24年4月 三和シャッター工業(株)専務執行役員 平成28年4月 三和シャッター工業(株)代表取締役(現任) 平成28年4月 三和シャッター工業(株)執行役員副社長 兼社長補佐 平成29年4月 三和シャッター工業(株)代表取締役社長 (現任) 平成29年4月 三和シャッター工業(株)執行役員社長 (現任) 平成29年6月 取締役(非常勤)(現任)	(注)4	69
取締役		安 田 信	昭和12年11月7日生	平成18年6月 (株)山武(現 アズビル(株))取締役 平成19年6月 兼松繊維(株)(現 フォワード・アパレル・ トレーディング(株))取締役 平成20年9月 (株)安田信事務所代表取締役社長(現任) 平成26年6月 取締役(現任) 平成27年6月 セコム株式会社 社外監査役(現任)	(注)4	3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)	
取締役 (監査等委員)		在 間 貞 行	昭和27年5月14日生	昭和50年3月 平成16年4月 平成19年10月 平成22年4月 平成24年4月 平成27年4月 平成27年6月 平成28年6月	当社入社 経理部長 三和シャッター工業(株)経理部長 三和シャッター工業(株)執行役員 三和シャッター工業(株)常務執行役員 常勤顧問 監査役 取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	22	
取締役 (監査等委員)		米 澤 常 克	昭和23年8月4日生	平成13年10月 平成16年4月 平成17年4月 平成21年4月 平成24年4月 平成25年4月 平成27年6月 平成28年6月	伊藤忠丸紅鉄鋼(株)取締役 伊藤忠丸紅鉄鋼(株)代表取締役副社長 伊藤忠丸紅鉄鋼(株)代表取締役社長 伊藤忠丸紅鉄鋼(株)代表取締役会長 伊藤忠丸紅鉄鋼(株)相談役 伊藤忠商事(株)理事(社長補佐) 監査役 取締役(監査等委員)(現任)	(注)5		
取締役 (監査等委員)		五 木 田 彬	昭和22年9月20日生	昭和53年4月 昭和54年3月 昭和57年3月 昭和60年3月 昭和62年3月 昭和63年3月 昭和63年4月 平成6年5月 平成22年6月 平成28年6月	検事任官東京地方検察庁 (刑事部・公判部) 水戸地方検察庁 東京地方検察庁(刑事部・特別捜査部) 大阪地方検察庁(特別捜査部) 東京地方検察庁(特別捜査部) 検事退官 弁護士登録 五木田・三浦法律事務所代表(現任) いちよし証券株式会社社外取締役(現任) 取締役(監査等委員)(現任)	(注)5		
計							2,125	

- (注) 1 安田信、米澤常克及び五木田彬は、社外取締役であります。
- 2 高山靖司は、代表取締役会長高山俊隆の長男であります。
- 3 高山盟司は、代表取締役会長高山俊隆の次男であります。
- 4 平成29年3月期に係る定時株主総会から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 平成28年3月期に係る定時株主総会から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 在間貞行 委員 米澤常克 委員 五木田彬
- 7 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役を1名選任しております。補欠の監査等委員である取締役は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(千株)	
安 田 信	昭和12年11月7日生	平成18年6月 平成19年6月 平成20年9月 平成26年6月 平成27年6月	(株)山武(現 アズビル(株))取締役 兼松繊維(株)(現 フォワード・アパレル・トレーディング(株))取締役 (株)安田信事務所代表取締役社長(現任) 取締役(現任) セコム株式会社 社外監査役(現任)	3

- (注) 1 補欠の監査等委員である取締役安田信は、当社の社外取締役であります。
- 2 補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までであります。

- 8 当社では、業務執行の迅速化及び業務執行の監視監督の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

執行役員は11名で以下のとおり構成されております。

執行役員名称	氏名	役名及び職名
CEO	高山 俊 隆	代表取締役会長
COO	高山 靖 司	代表取締役社長
専務執行役員	藤 沢 裕 厚	取締役 グローバル事業部門担当
常務執行役員	福 田 真 博	取締役 経営企画部門担当
常務執行役員	佐 塚 達 人	経営企画部門担当補佐
常務執行役員	安 井 英 峰	アジア事業部門担当 兼 アジア事業部長
常務執行役員	堀 内 修	アジア事業部門担当補佐
執行役員	保 泉 武 伸	欧州事業部長
執行役員	矢 野 一 成	安和金属工業股分有限公司 総経理
執行役員	道 場 敏 明	米州事業部長
執行役員	横 田 和 彦	上海宝産三和門業有限公司 董事・筆頭副総経理

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、米国をはじめ欧州並びにアジアにもグループ会社を有するグローバル企業であります。世界的に企業間競争が熾烈化する経営環境の中で、公正かつ公平な取引を通じて、継続的に企業価値を向上させていくため、経営ビジョンをより効率的に実現できる透明度の高い経営システムを構築することにあります。そのため、当社は、執行役員制度を導入し、平成19年10月には、グループ経営のガバナンス向上、事業会社における経営競争力の強化、グループ戦略機能の強化を目的として持株会社体制へ移行いたしました。平成25年度にスタートした長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」の第二次3ヵ年計画がスタートした昨年（平成28年度）、当社は創立60周年を迎え、グローバル・メジャーに相応しい社会から信頼される企業体質を構築するために、コーポレート・ガバナンスを更に強化する目的で、会社法上の監査等委員会設置会社に移行いたしました。今後も業務の適正を確保するための体制を整備し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

提出会社の企業統治に関する状況

(イ) 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は平成28年6月28日開催の第81期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会と監査等委員会を設置しております。平成29年6月28日開催の第82期定時株主総会の決議により取締役会は、取締役9名で構成され（監査等委員である取締役3名を含む）、そのうち3分の1の3名を独立社外取締役として指定しております。

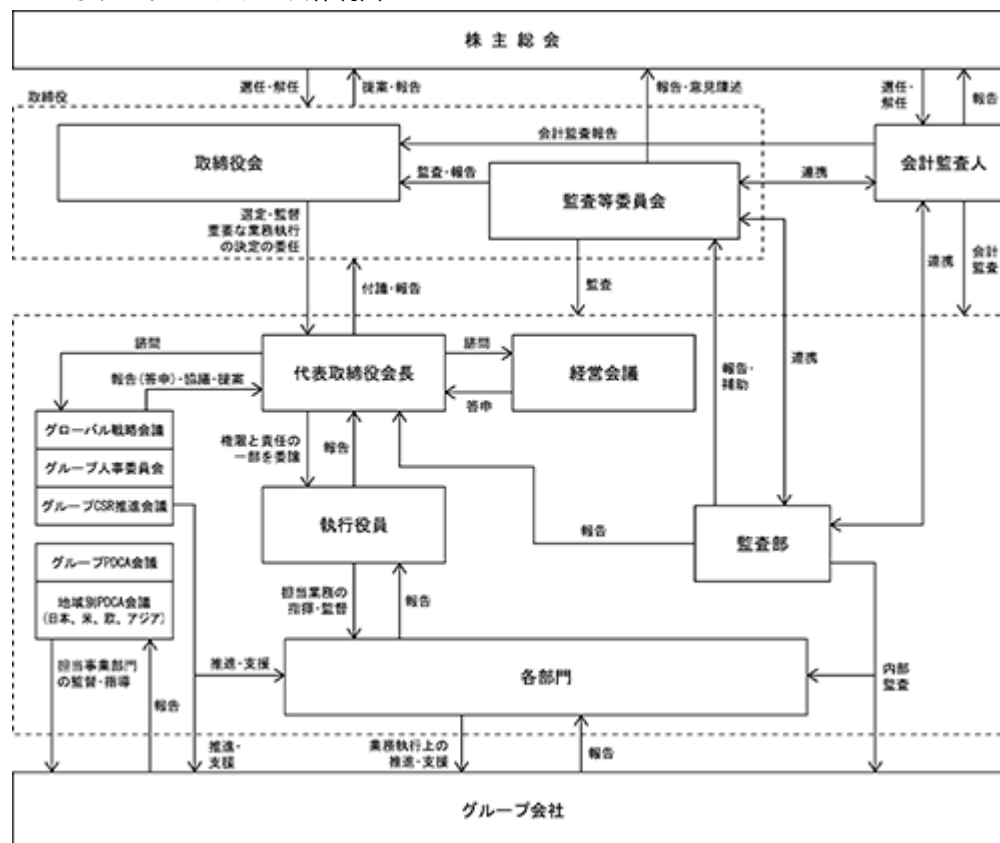
取締役会、監査等委員会については、原則として3ヶ月に1回以上開催することとしております。取締役会においては、適時に重要な経営意思決定を行うとともに取締役の業務執行の監督を行うことにより、また、監査等委員会においては、各監査等委員である取締役が監査等委員でない取締役および執行役員の業務執行状況を監査し、その報告・意見表明を行うことにより、適法かつ適正な会社運営の確保に努めております。また、執行役員制度を導入し、取締役会における経営意思決定と執行役員の業務執行を分離することにより、経営の効率化と取締役が執行役員の業務執行を監督する機能について強化を図っております。

業務執行、監督機能等の充実に向けた具体的施策等の内容は、次のとおりであります。

- ・監査等委員会設置会社への移行に伴い、経営判断の迅速化を図る観点から、法令に定める事項を除く「重要な業務執行の一部の決定」を取締役（CEO）に委任いたしました。これに伴い、委任された取締役（CEO）の諮問機関として、経営に関する重要事項について審議・答申を行い、同取締役の意思決定の判断、業務執行の機動性強化等の補佐をする「経営会議」を設置しました。この経営会議は、（1）取締役会よりCEOに委任された重要な業務執行の決定に関する事項、（2）取締役会付議事項のうち、CEOが必要と認める事項、（3）その他、CEOが必要と判断した経営に関する重要な事項を審議し、取締役会と併せた迅速かつ効率的な経営意思の決定を図ってまいります。
- ・業務執行の詳細状況の監督・監査については、グループおよび地域別PDCA会議（監査等委員でない取締役、常勤の監査等委員である取締役、執行役員等の経営幹部によって構成され、四半期毎に開催）において、取締役が経営計画の進捗状況を監督し、経営課題に対する指導を行い、監査等委員である取締役は執行役員等の業務執行の状況を監査しております。
- ・当社グループが一体的にCSR活動を展開していくため、当社CSR推進部を事務局とするグループCSR推進会議を原則として年2回開催し、グループ全体のCSR方針や品質保証体制などを審議しております。また、グループ各社には現場と一体となった活動の企画・推進を図るCSR推進委員会を設置し、CSR活動の推進に取り組んでおります。
- ・会計監査は協立監査法人の監査を受けております。
- ・当社が健全で社会的信頼に応えられる企業統治体制を確立維持運用するために、選定監査等委員が子会社等に直接赴いて調査をし、または報告を求めています。また、主要な連結子会社の会計監査は当社の会計監査人の協立監査法人が行っております。

以上の体制により、業務の適正を確保するための体制及びコーポレート・ガバナンスの充実が図れるものと考えております。

< 当社のコーポレート・ガバナンス体制図 >



(ロ) 内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備状況、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、会社法第362条第4項第6号に規定される「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に基づき、平成18年5月15日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しました。当社は当該基本方針に基づき以下のような体制の確立・推進を進めております。(以下、平成28年6月28日の取締役会で一部改定決議された「内部統制システム構築の基本方針」を記載します。)

1. 当社及び当社子会社(以下、「当社グループ」という。)の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、『安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献する』ことを「使命」とし、「使命」を具現化する「経営理念」および「行動指針」を定め、これを具体的行動に移す「三和グループコンプライアンス行動規範」を制定する。
 - (2) 「三和グループコンプライアンス行動規範」の周知・浸透を図るため「コンプライアンス行動規範&ケースブック」を当社グループの役職員全員に配布し、各人から行動規範を遵守し行動する旨の書面を取得して、法令、社内規程・社内ルールの遵守、社会的要請に応える誠実な企業活動の展開を推進する。
 - (3) 当社グループの役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、CSR(Corporate Social Responsibility)部門を統轄する取締役を議長とし、当社各部門長およびグループ各社の社長から構成する「グループCSR推進会議」、その下部組織に、グループ各社に各社の社長を委員長とする「CSR推進委員会」を設置し、コンプライアンス活動体制の構築・推進を総括し、コンプライアンス意識の向上および教育・啓蒙に努める。
 - (4) 当社グループは、毎年11月に「コンプライアンス月間」を実施し、各部署・各人の行動が、法令、社内規程・社内ルールおよび社会倫理に則っているか等の点検、確認、勉強会等を行い、コンプライアンス意識の浸透と「コンプライアンス行動規範」に基づく行動の徹底を図る。
 - (5) CSR推進部および社外の第三者機関を窓口とする内部通報制度「企業倫理ホットライン」を設置し、当社グループの役職員および協力会社・業者が、コンプライアンスに関する事項について、通報・相談がで

きる体制を確立する。また、当該通報者に対しては、「企業倫理ホットライン運用規定」に基づき、通報・相談内容の機密を保証し、併せて通報したことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

- (6) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、総務部を対応部署として警察当局および弁護士等と緊密に連携し毅然とした態度で臨み、不正不当な要求に応じず断固たる対応を貫き、一切の関係を遮断する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会等の意思決定に係る重要な会議の議事録、「職務権限規定」に基づいて決裁した文書等の取締役の職務執行に係る情報は、法令および「取締役会規則」、「文書取扱規定」等の社内規程に基づき、定められた期間保存する。
- (2) 上記の文書等の情報は、取締役が常時閲覧することができる状態で維持するとともに、「情報セキュリティ規定」に基づき、適正な管理を図る。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループ各社は、「リスクマネジメント規定」に基づき、業務遂行における事業リスクの把握・分析・評価を実施し、必要な回避策、低減策を講じるとともに、緊急事態が発生した場合の損失を最小に止め、社会の信頼を損なうことのないように、発生時の報告から復旧対策までのリスクマネジメント体制を構築・整備・運用する。
- (2) 「グループCSR推進会議」が、リスクマネジメント推進専管組織として、当社グループのリスクマネジメントの基本方針、リスクマネジメントに関する計画、施策の進捗状況の報告・審議を行い、また、下部組織のグループ各社の「CSR推進委員会」が、各社の事業展開に伴い発生するリスクに適切かつ迅速に対応するリスク管理を行う。
- (3) 監査部は、内部監査の一環として当社グループのリスク管理状況およびリスクマネジメントの運用状況の監査を行い、その結果を代表取締役、CSR部門担当取締役および監査等委員会に報告し、CSR部門担当取締役の指示のもと、CSR推進部が取締役会の承認を得て改善を行うこととする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の活性化を図り、意思決定の迅速化、権限委譲によりグループ経営力を強化するために、執行役員制度を導入している。
- (2) 「取締役会規則」「取締役・執行役員職務規定」「職務権限規定」および「稟議規定」等を制定し、取締役会における決議事項・報告事項、稟議における職位別決裁基準等により責任と権限および意思決定ルールを明確化して、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- (3) 会社経営に関する重要事項の諮問機関として「経営会議」を設置し、重要な業務執行の決定を委任された取締役の決裁事項のうち必要事項の審議を行い会社経営の円滑な遂行を図るとともに、取締役会付議事項に関わる重要事項の決定に資する事前審議を行い、取締役会における意思決定の迅速化および効率化を図る。
- (4) 取締役会において、経営ビジョン、中長期経営方針、経営目標および年度経営計画を策定し、月次または四半期ごとにグループ会社を担当する取締役が主宰する「地域別PDCA会議」を開催して、グループ各社の計画必達に向けた施策のPDCA(Plan Do Check Action)の実施状況を確認・検証して、指導・助言を行い、取締役会にその進捗状況を報告する。

5. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社の「自主独立責任経営」を尊重しつつも、当社グループの全体最適を踏まえた業務の適正を確保するため、各社に「使命」「経営理念」「行動指針」「三和グループコンプライアンス行動規範」を徹底し、グループ一体となったコンプライアンス体制、品質保証体制、リスク管理体制等により、健全で効率的な企業集団活動を推進する。さらに、グループ各社を含めた業務の適正を確保するため、諸規則、諸規定を整備し、適切な内部統制システムを構築する。
- (2) グループ各社は、独立企業として自主運営を行い法令、社内規則・社内ルールを遵守して経営責任を果たし、また、グループ各社を担当する取締役は、各社の業務決定および業務執行の状況を監督し経営管理の透明性の向上に向けて指導、助言を行うことにより、当社グループにおける業務の適正の確保・推進を図る。
- (3) グループ各社の取締役または監査役に、当社役職員が就任し、経営の適法性および実効性を確保する。

- (4) 「グループ会社管理規定」および欧・米・アジア各社の決裁権限基準に基づき、グループ各社に対して、業務執行に係る一定の事項について、事前の協議または承認、事後の報告を義務付けている。なお、一定の基準に該当する事項は、当社取締役会の決議事項または報告事項とする。また、グループ各社を統轄する部門は、各社から業務執行状況等の報告を受け、必要に応じ支援を行う。
- (5) 監査部は、当社グループの各部署に対して業務の執行の状況およびコンプライアンス、リスク管理に関する内部監査を実施し、その結果を、代表取締役および監査等委員会に報告するとともに、被監査部門にフィードバックし、業務執行の適正性・有効性の改善・向上に努める。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会の職務は、監査部が補助する。
- (2) 監査部の評価・人事異動等は、監査等委員会の同意を得た上で決定し、業務執行部門からの独立性を確保する。
- (3) 監査部の使用人は、監査等委員会の職務の補助に限っては、監査等委員会に従うものとし、監査等委員会の指示の実効性を確保する。
7. 当社グループの取締役および使用人等ならびにこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 監査等委員である取締役は、経営会議、地域別P D C A会議およびグループC S R推進会議等の重要会議に参画し意見を述べ報告を求めるとともに、必要と判断する会議の議事録および稟議書等の業務執行に関する重要文書を開覧し、必要に応じて当社グループの役職員に対して報告を求めることができる。
- (2) 当社グループの役職員は、当社グループの業務または業績に著しい影響を及ぼすおそれのある事項、法令または定款に違反するおそれのある事項が発生した場合には、監査等委員会にその内容を速やかに報告する。
- (3) 監査部は、内部監査の結果および改善状況ならびに財務報告に係る内部統制の評価状況、また、C S R推進部は、内部通報の状況を、代表取締役および監査等委員会にそれぞれ定期的に報告する。
- (4) 当社グループは、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ内に周知徹底する。
8. 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査等委員である取締役からその職務の執行について、費用の前払い等の請求があったときは、監査部において当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じ速やかに処理する。
- (2) 監査等委員である取締役の職務執行に際して必要と認められる費用等については、監査等委員会と協議の上、監査部は毎年予算を計上する。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、監査の実効性を高めるために、代表取締役と定期的または必要に応じて意見交換を行うとともに、会計監査人および監査部と定期的に協議を行い、緊密な連携を図る。
- (2) 監査等委員である取締役は、当社グループの役職員に対して、業務執行に関する事項について説明または報告を求めることができるほか、業務および財産の状況を調査することができる。この場合、当該役職員は、迅速かつ的確に対応する。
- (3) 監査等委員会は、監査の実施にあたり、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家を活用することができる。
10. 当社グループの財務報告の信頼性確保のための体制
- (1) 当社グループ各社は、金融商品取引法および関係法令に基づき、適切な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し運用する。

(2) 監査部は、当社グループ各社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を定期的に実施し、代表取締役等に報告するとともに、継続的な改善・向上活動を行い、財務報告の適正性および信頼性を確保する。

(責任限定契約)

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任につき、法令の定める額を限度とする契約を締結しております。

内部監査及び監査等委員会監査の組織、人員及び手続き並びに会計監査の相互連携

当社は、内部監査部門として監査部を設置し、7名にて業務監査を行っております。監査部の役職員は主な国内子会社の監査役も兼務し、各社の業務執行状況等の監査も行っており、グループ全体の情報の共有化と管理・監督機能の質の向上を図っております。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち2名社外取締役）で構成され、監査等委員会および監査等委員である取締役の職務の補佐は、内部監査部門である監査部が担当し、監査部の評価および監査部員の人事異動等は、監査等委員会の同意を得ることを必要とすることで、業務執行部門からの独立性を確保しております。

監査等委員である取締役および内部監査部門である監査部と会計監査人は、年2回の定期的会合に加え、必要に応じて監査部の監査結果について報告する会合をもち、監査意見交換などを行い、それぞれの監査方針や期中に発生した問題点について情報交換を実施しております。また、監査部は、監査等委員会の職務を補助しており、毎月の定期報告会に加え、必要に応じて随時、監査に関する情報を共有するための会合を持っております。また、監査等委員会の選定監査等委員と監査部は、相互に特定事項について調査等を依頼できる協力関係にあり、対象部門に対して詳細な監査を行い、その結果を相互に報告し合うなど連携を強めております。

社外取締役と提出会社との人的関係、資本的关系、取引関係、及びその他の利害関係

当社は、社外取締役3名を選任しており、そのうち2名が監査等委員である取締役であります。

(イ) 社外取締役につき、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

監査等委員でない社外取締役の安田信氏は、株式会社安田信事務所の代表取締役社長であります。同氏の兼職先と当社グループとの間に取引関係は無く、当社の平成29年6月28日に開催した第82期定時株主総会の終結をもって廃止となった買収防衛策独立委員会・委員として報酬を受領していましたが、その額は年間100万円以下であり、また、同氏と当社との間には、当社株式を保有する以外利害関係はなく、社外取締役としての独立性が損なわれる水準にはないものと判断しております。

監査等委員である社外取締役の米澤常克氏は、当社グループの取引先である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社において平成24年3月まで代表取締役に就任され、その後、同社の相談役や伊藤忠商事株式会社の理事に就かれておりました。伊藤忠グループと当社グループとの間の取引は、過去3事業年度において、同社グループおよび当社グループの年間連結売上高の1%未満となっており、社外取締役としての独立性が損なわれる水準にはないものと判断しております。

監査等委員である社外取締役の五木田彬氏は、2015年12月まで同氏と法律顧問契約を結んでおりましたが、現在は顧問契約を解除しております。当社の社外役員の独立性基準として、法律などの専門家の場合、支払う報酬等金銭が1,000万円未満を方針としていますが、当時の五木田氏との顧問料は月額10万円（顧問契約以外の報酬等の支払いはありません）であり、また、過去3事業年度において五木田・三浦法律事務所の年間売上高の2%未満の取引であるため、社外取締役として独立性が損なわれる水準にはないものと判断しております。

(ロ) 社外取締役が当社のコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割

社外取締役の安田信氏は、会社経営者及び社外役員として長年企業経営に携わり、また、企業経営に留まらず幅広い経歴を持つなど、経営、経済に関する豊富な経験と高い見識等を有しており、当社経営に対して、それらの経験・見識等に基づく大所高所からのご意見を頂くため、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

監査等委員である社外取締役の米澤常克氏は、上場会社の役員として長年企業経営に携わり、また、企業経営に留まらず幅広い経歴を持つなど、経営、経済に関する豊富な経験と高い見識等を有しており、当社経営に対して、それらの経験・見識等に基づく大所高所からのご意見を頂くため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

監査等委員である社外取締役の五木田彬氏は、検事および弁護士として長年の経歴を持たれ、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かして頂くため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

(ハ) 社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準として、以下の独立性基準を設け、基準超の場合は独立性に抵触するものと判断しております。また、候補者の経歴等に照らし、必要な能力を有していると判断していること、東京証券取引所が定める独立性の基準等に抵触していないこと等から、社外取締役として独立性は担保されているものと判断しております。

<社外取締役の独立性基準>

当社は、社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目いずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

当社グループ（当社グループは、当社および関係会社（子会社と関連会社）をいう。）の業務執行取締役、執行役員、その他の職員・従業員（以下まとめて「業務執行者」）である者、またはあった者。

当社グループを主要な取引先とする者（当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社および子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下、同じ）であって、過去3事業年度における平均取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。）またはその業務執行者。

当社グループの主要な取引先（当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、過去3事業年度における平均取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。）またはその業務執行者。

当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）。

当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者。

当社グループから一定額を超える寄附または助成（一定額を超える寄附または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附または助成をいう。）を受けている者（当該寄附または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）。

当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入れ額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。）またはその親会社若しくは子会社の業務執行者。

当社グループの主要株主（主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう。）または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者。

過去3年間において上記 から に該当していた者。

上記 から に該当する者（重要な地位にある者（重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事および監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理

的に判断される者をいう。)に限る)の近親者等(近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう。)

上記 から に該当する場合でも、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性があると判断した者については、社外役員選任時にその理由を説明・開示し、当社の独立役員とすることができるものとする。

(二) 社外取締役の選任状況に関する当社の考え方

当社は社外取締役の経歴、その出身先と当社との関係などの情報により、当社からの独立性に問題は無い
か、また、社外取締役の人格、識見、経歴から、社外取締役の役割として当社が求める経営監視・監督機能の
役割を担っていただけの方であるかなどを総合的に判断し、社外取締役として選任しております。

(ホ) 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制
部門との関係

監査等委員でない社外取締役は、取締役会において適宜に重要な経営意思決定を行うとともに取締役の職務
の執行の監督を行い、監査等委員会による監査を受けております。

監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において常勤の監査等委員である取締役から社内の重要会議
の内容等について報告を受けるほか、監査部、業務執行担当取締役並びに会計監査人から適宜、報告及び説明
を受けたくうえで監査を実施しております。

役員の報酬等

(イ) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 変動報酬	株式報酬型 ストック・ オプション	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役除く)	464	323	87	54	8
取締役(監査等委員) (社外取締役除く)	24	24			1
監査役 (社外監査役除く)	8	8			1
社外役員	50	50			4

- (注) 1 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は年額680百万円以内(平成28年6月28日開催
の第81期定時株主総会決議)であります。
3 上記2.とは別枠として、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)の株式報酬型
ストック・オプションの報酬限度額は、年額60百万円以内(平成28年6月28日開催の第81期定時株主
総会決議)であります。
4 監査役の報酬限度額は年額108百万円以内(平成20年6月24日開催の第73期定時株主総会決議)、監査
等委員である取締役の報酬限度額は年額100百万円以内(平成28年6月28日開催の第81期定時株主総会
決議)であります。
5 株式報酬型ストック・オプションは、株式報酬型ストック・オプションとして付与した新株予約権に
係る当事業年度の費用計上額であります。
6 当社は、平成28年6月28日付で監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

(ロ) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)		
				基本報酬	業績連動 変動報酬	株式報酬型 ストック・ オプション
高山俊隆	155	代表取締役会長	提出会社	89	50	15

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

(ハ) 取締役報酬等の額の決定に関する方針

1 取締役報酬等の額の決定に関する方針の決定方法

取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬等の決定方針については取締役会の決議により、監査等委員である取締役報酬等の決定方針については監査等委員である取締役の協議により決定する。

2 取締役報酬等の額の決定に関する方針の内容

. 取締役報酬等の基本的考え方

当社の取締役報酬等については、企業業績・企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合った報酬水準および報酬体系となるよう設計する。

. 取締役報酬等の内容

a. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬

基本報酬、業績連動変動報酬、株式報酬型ストックオプションで構成する。ただし、社外取締役にについては、基本報酬のみで構成する。また、基本報酬、業績連動変動報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、株式報酬型ストックオプションの総額は株主総会が決定した株式報酬型ストックオプション総額の限度内とする。

b. 監査等委員である取締役報酬

基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とする。

c. 基本報酬

基本報酬の水準は外部専門機関の調査による他社水準を勘案して設定し、監査等委員でない各取締役の報酬は、連結業績、役位を勘案して取締役会にて決定し、監査等委員である各取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

d. 業績連動変動報酬

業績連動変動報酬総額は、当社の業績向上に応じて、各取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)を対象としての報酬は役位、担当部門の業績を勘案して、取締役会にて決定する。

e. 株式報酬型ストックオプション

株式報酬型ストックオプションは、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)を対象として、株価上昇によるメリットだけでなく、株価下落によるリスクも株主と共有することにより、当社の企業価値増大に向けた意欲を一層高めることを目的として付与するもので、各取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の割当数は、役位を勘案して、取締役会にて決定する。

株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資有価証券計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である三和ホールディングス株式会社(当社)について、以下のとおりであります。

(イ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	49銘柄
貸借対照表計上額の合計額	11,188百万円

(ロ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産株式会社	1,100,000	3,623	営業政策等の取引関係を維持・発展を図るため
ホーチキ株式会社	2,274,000	2,931	業務提携を通じて企業価値向上を図るため
大和ハウス工業株式会社	300,000	949	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	209,986	716	資金の安定調達、営業政策等の取引関係を維持・強化を図るため
日新製鋼株式会社	437,466	574	原材料の安定調達、営業政策等の取引関係を維持・強化するため
積水ハウス株式会社	204,684	388	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
伊藤忠商事株式会社	127,050	176	原材料の安定調達、営業政策等の取引関係を維持・強化するため
株式会社T & Dホールディングス	142,560	149	保険取引、営業政策等の取引関係を維持・発展を図るため
積水化学工業株式会社	100,000	138	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
シンフォニアテクノロジー株式会社	843,000	128	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	245,500	128	資金の安定調達、営業政策等の取引関係を維持・強化を図るため
三協立山株式会社	36,300	52	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
株式会社稲葉製作所	36,000	47	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
ユニグループ・ホールディングス株式会社	46,731	37	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
株式会社みずほフィナンシャルグループ	209,810	35	資金の安定調達、営業政策等の取引関係を維持・強化を図るため
ミサワホーム株式会社	38,396	28	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	8,213	25	保険取引、営業政策等の取引関係を維持・発展を図るため
株式会社フジ	10,000	23	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
株式会社安藤・間	35,965	19	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
福山通運株式会社	32,168	17	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
アークランドサカモト株式会社	12,000	14	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
第一生命保険株式会社	8,200	11	保険取引、営業政策等の取引関係を維持・発展を図るため
神鋼商事株式会社	50,000	10	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
株式会社浅沼組	33,151	9	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
J・フロントリテイリング株式会社	6,419	9	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
佐田建設株式会社	20,000	8	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
ダイビル株式会社	7,000	6	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
三井住友建設株式会社	32,000	3	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
株式会社中京銀行	11,500	2	資金の安定調達、営業政策等の取引関係を維持・強化を図るため
DCMホールディングス株式会社	2,000	1	営業政策等の取引関係を維持・強化するため

(注)伊藤忠商事株式会社以下に記載の株式は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。上位30銘柄について記載しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産株式会社	1,163,000	3,356	営業政策等の取引関係を維持・発展を図るため
ホーチキ株式会社	2,274,000	3,313	業務提携を通じて企業価値向上を図るため
大和ハウス工業株式会社	300,000	958	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	209,986	849	資金の安定調達、営業政策等の取引関係を維持・強化を図るため
日新製鋼株式会社	437,466	640	原材料の安定調達、営業政策等の取引関係を維持・強化するため
積水ハウス株式会社	254,684	466	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
シンフォニアテクノロジー株式会社	843,000	273	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
株式会社T & Dホールディングス	142,560	230	保険取引、営業政策等の取引関係を維持・発展を図るため
伊藤忠商事株式会社	127,050	200	原材料の安定調達、営業政策等の取引関係を維持・強化するため
積水化学工業株式会社	100,000	187	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	245,500	171	資金の安定調達、営業政策等の取引関係を維持・強化を図るため
三協立山株式会社	36,300	60	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
株式会社稲葉製作所	36,000	48	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
ユニー・ファミリーマート・ホールディングス株式会社	6,448	42	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
株式会社みずほフィナンシャルグループ	209,810	42	資金の安定調達、営業政策等の取引関係を維持・強化を図るため
MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	8,213	29	保険取引、営業政策等の取引関係を維持・発展を図るため
株式会社安藤・間	37,289	27	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
ミサワホーム株式会社	25,796	26	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
株式会社フジ	10,000	24	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
福山通運株式会社	34,610	23	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
第一生命ホールディングス株式会社	8,200	16	保険取引、営業政策等の取引関係を維持・発展を図るため
アークランドサカモト株式会社	12,000	16	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
神鋼商事株式会社	5,000	11	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
J・フロントリテイリング株式会社	6,777	11	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
株式会社浅沼組	33,151	10	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
佐田建設株式会社	20,000	8	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
ダイビル株式会社	7,000	6	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
三井住友建設株式会社	32,000	3	営業政策等の取引関係を維持・強化するため
株式会社中京銀行	1,150	2	資金の安定調達、営業政策等の取引関係を維持・強化を図るため
DCMホールディングス株式会社	2,000	2	営業政策等の取引関係を維持・強化するため

(注)シンフォニアテクノロジー株式会社以下に記載の株式は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。上位30銘柄について記載しております。

(八) 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	14	14	0		
非上場株式以外	100	47	1	1	

会計監査の状況

当社は、協立監査法人との間で、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。当社監査等委員である取締役及び監査部と監査法人は年2回以上の定期的会合に加え、必要に応じて各々の監査の結果について情報を共有する会合をもち、意見交換などを行い、それぞれの監査方針や期中に発生した問題点について情報交換を実施しております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、朝田潔氏（継続監査年数1年）及び田中伴一氏（継続監査年数5年）であり、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士補等1名であります。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、機動的な資本政策および配当政策がおこなえるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は17名以内とし、左記の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任するものとし、取締役の選任決議は、議決権の行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

また、会社法第329条第3項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	11		11	0
連結子会社	27	5	27	7
計	39	5	39	7

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

会計監査人に対して、当社は公認会計士法第2条1項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成を委託し対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

決定方針の定めはありませんが、前期の実績等を鑑み、規模・特性・監査日数を勘案したうえで、合理的に決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)及び事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、協立監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、公益財団法人財務会計基準機構等が主催するセミナー等へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,141	40,478
受取手形及び売掛金	77,366	73,450
電子記録債権	4,390	7,303
有価証券	23,165	17,289
商品及び製品	9,832	9,222
仕掛品	4 19,697	4 20,630
原材料	18,802	18,127
繰延税金資産	3,762	4,330
その他	6,669	8,557
貸倒引当金	1,253	1,311
流動資産合計	188,575	198,077
固定資産		
有形固定資産		
建物		
建物	44,708	43,992
減価償却累計額	27,343	27,428
建物（純額）	17,364	16,564
構築物		
構築物	4,968	5,027
減価償却累計額	3,884	3,987
構築物（純額）	1,083	1,039
機械及び装置		
機械及び装置	51,969	51,586
減価償却累計額	39,738	39,657
機械及び装置（純額）	12,230	11,928
車両運搬具		
車両運搬具	1,789	2,131
減価償却累計額	1,214	1,394
車両運搬具（純額）	575	736
工具、器具及び備品		
工具、器具及び備品	18,656	18,717
減価償却累計額	15,718	15,913
工具、器具及び備品（純額）	2,937	2,803
土地		
土地	18,120	17,908
建設仮勘定		
建設仮勘定	1,739	2,615
有形固定資産合計	54,053	53,595
無形固定資産		
のれん	8,754	7,557
商標権	5,384	5,328
ソフトウエア	7,757	6,636
ソフトウエア仮勘定	415	1,384
その他	3,908	3,266
無形固定資産合計	26,220	24,173

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1 30,752	1 37,168
長期貸付金	1,116	351
退職給付に係る資産	4,659	5,496
繰延税金資産	2,218	1,671
その他	3,037	3,163
貸倒引当金	365	305
投資その他の資産合計	41,420	47,546
固定資産合計	121,693	125,315
資産合計	310,269	323,393
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	46,075	45,750
1年内償還予定の社債	2,000	3,000
短期借入金	3 7,667	3 5,445
1年内返済予定の長期借入金	6,680	11,391
未払金	10,673	11,280
未払消費税等	3,314	3,079
未払法人税等	5,351	4,828
賞与引当金	4,437	5,533
繰延税金負債	2	3
その他	18,842	17,911
流動負債合計	105,047	108,225
固定負債		
社債	25,050	32,050
長期借入金	29,400	22,852
役員退職慰労引当金	275	290
退職給付に係る負債	13,416	13,650
繰延税金負債	4,815	4,663
その他	1,930	1,754
固定負債合計	74,887	75,261
負債合計	179,934	183,487
純資産の部		
株主資本		
資本金	38,413	38,413
資本剰余金	39,902	39,902
利益剰余金	47,028	58,367
自己株式	7,866	7,837
株主資本合計	117,478	128,846
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,231	1,563
繰延ヘッジ損益	-	33
為替換算調整勘定	13,649	10,806
退職給付に係る調整累計額	2,968	2,271
その他の包括利益累計額合計	11,911	10,065
新株予約権	266	302
非支配株主持分	678	691
純資産合計	130,334	139,905
負債純資産合計	310,269	323,393

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
売上高	365,615	353,922
売上原価	1、 3 260,078	1、 3 250,068
売上総利益	105,537	103,854
販売費及び一般管理費	2、 3 78,666	2、 3 77,413
営業利益	26,870	26,440
営業外収益		
受取利息	231	214
受取配当金	255	198
有価証券売却益	0	-
その他	511	369
営業外収益合計	998	782
営業外費用		
支払利息	719	571
為替差損	156	104
持分法による投資損失	176	566
その他	654	702
営業外費用合計	1,707	1,944
経常利益	26,161	25,278
特別利益		
固定資産売却益	4 22	4 44
投資有価証券売却益	1	754
特別利益合計	24	798
特別損失		
固定資産処分損	5 73	5 125
固定資産売却損	6 0	6 31
減損損失	1,880	-
投資有価証券評価損	76	18
子会社事業再構築費用	7 252	7 483
関係会社整理損	8 119	8 19
その他	43	32
特別損失合計	2,445	711
税金等調整前当期純利益	23,740	25,365
法人税、住民税及び事業税	7,893	8,771
法人税等調整額	1,159	565
法人税等合計	9,052	8,206
当期純利益	14,687	17,158
非支配株主に帰属する当期純利益	60	88
親会社株主に帰属する当期純利益	14,627	17,070

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	14,687	17,158
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	83	332
繰延ヘッジ損益	-	33
為替換算調整勘定	2,301	2,721
退職給付に係る調整額	150	697
持分法適用会社に対する持分相当額	93	121
その他の包括利益合計	1 2,327	1 1,846
包括利益	12,360	15,312
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	12,299	15,268
非支配株主に係る包括利益	60	43

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	38,413	39,902	40,617	6,641	112,292
当期変動額					
剰余金の配当			4,439		4,439
親会社株主に帰属する 当期純利益			14,627		14,627
自己株式の取得				5,001	5,001
自己株式の処分		0	0	0	0
自己株式の消却		0	3,776	3,777	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	0	6,410	1,224	5,185
当期末残高	38,413	39,902	47,028	7,866	117,478

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券評価差 額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累 計額	その他の包括利益累計 額合計
当期首残高	1,315	-	16,043	3,119	14,239
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する 当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
自己株式の消却					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	83	-	2,394	150	2,327
当期変動額合計	83	-	2,394	150	2,327
当期末残高	1,231	-	13,649	2,968	11,911

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	216	-	126,748
当期変動額			
剰余金の配当			4,439
親会社株主に帰属する 当期純利益			14,627
自己株式の取得			5,001
自己株式の処分			0
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	50	678	1,599
当期変動額合計	50	678	3,586
当期末残高	266	678	130,334

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	38,413	39,902	47,028	7,866	117,478
当期変動額					
剰余金の配当			5,719		5,719
親会社株主に帰属する 当期純利益			17,070		17,070
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分			12	30	18
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	-	11,339	28	11,368
当期末残高	38,413	39,902	58,367	7,837	128,846

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券評価差 額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累 計額	その他の包括利益累計 額合計
当期首残高	1,231	-	13,649	2,968	11,911
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する 当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
自己株式の消却					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	332	33	2,842	697	1,846
当期変動額合計	332	33	2,842	697	1,846
当期末残高	1,563	33	10,806	2,271	10,065

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	266	678	130,334
当期変動額			
剰余金の配当			5,719
親会社株主に帰属する 当期純利益			17,070
自己株式の取得			1
自己株式の処分			18
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	35	13	1,797
当期変動額合計	35	13	9,570
当期末残高	302	691	139,905

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	23,740	25,365
減価償却費	8,022	7,290
のれん償却額	1,414	1,332
減損損失	1,880	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	589	36
賞与引当金の増減額(は減少)	786	1,069
退職給付に係る負債及び資産の増減額	83	644
受取利息及び受取配当金	486	412
支払利息	719	571
持分法による投資損益(は益)	176	566
固定資産除売却損益(は益)	51	113
投資有価証券売却損益(は益)	1	754
投資有価証券評価損益(は益)	76	18
売上債権の増減額(は増加)	3,821	741
たな卸資産の増減額(は増加)	2,120	631
仕入債務の増減額(は減少)	1,651	275
その他	2,459	2,572
小計	32,469	33,105
利息及び配当金の受取額	480	402
利息の支払額	764	537
法人税等の支払額	7,806	9,299
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,378	23,670
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	16,330	7,607
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	8,366	7,482
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	² 959
固定資産の取得による支出	8,127	8,096
貸付けによる支出	370	467
貸付金の回収による収入	910	1,778
その他	89	136
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,641	8,006
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	145	1,846
長期借入れによる収入	7,100	5,470
長期借入金の返済による支出	10,580	6,723
社債の発行による収入	1,500	10,000
社債の償還による支出	14,400	2,000
自己株式の純増減額(は増加)	5,001	16
配当金の支払額	4,439	5,719
非支配株主への配当金の支払額	26	30
その他	-	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	25,702	838
現金及び現金同等物に係る換算差額	272	51
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	17,238	14,774
現金及び現金同等物の期首残高	58,605	41,516
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	149	-
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 41,516	¹ 56,290

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 45社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社は「第1企業の概況4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

なお、当連結会計年度においてNorsud Gestion S.A.S.他3社を株式取得により連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社名

(株)吉田製作所

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社40社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子会社数 6社

主要な会社等の名称

三和シャッター(香港)有限公司

安和金属工業股分有限公司

三和喜雅達門業設計(上海)有限公司

昭和建産(株)

田島メタルワーク(株)

なお、当連結会計年度において三和喜雅達門業設計(上海)有限公司は会社清算により持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用した関連会社数 4社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

上海宝産三和門業有限公司

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

(非連結子会社) (株)吉田製作所

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(4) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3 連結子会社の事業年度に関する事項

在外子会社の決算日は12月31日であり、それ以外はすべて3月31日であります。

また、在外子会社については、12月31日現在の財務諸表を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

デリバティブ取引により生じる債権債務

時価法

たな卸資産

国内子会社 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

在外子会社 先入先出法または移動平均法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産除く)

国内会社

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却を採用しております。

在外子会社

定額法を採用しております。

無形固定資産(リース資産除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、財務内容評価法により計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、社内規定による期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、国内会社では発生した連結会計年度で一括費用処理し、一部の在外子会社では発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、主に発生連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

工事を伴うもの

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）をその他の工事については工事完成基準を適用しております。

工事を伴わないもの

出荷基準

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 通貨スワップ取引、金利スワップ取引、為替予約
- ・ヘッジ対象 借入金・貸付金、外貨建予定取引

ヘッジ方針

社内規定に基づき、原則として資産または負債に係る為替変動及び金利変動等のリスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して、有効性の判断を行っております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産または負債に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略しております。また、振当処理を採用している為替予約及び特例処理を採用している金利スワップについても、ヘッジ有効性評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の実現する期間等を見積り、当該期間等(20年以内)において均等償却を行っております。ただし、金額の重要性の乏しいものについては、発生時にその全額を償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金、及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する定期預金及び短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当社及び一部の子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当連結会計年度の損益への影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券(株式)	7,554百万円	8,027百万円
投資有価証券(出資金)	1,883百万円	1,957百万円
(うち共同支配企業に対する投資の金額)	(735百万円)	(674百万円)

2 偶発債務

連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

(保証債務)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
三和シャッター(香港)有限公司	118百万円 (8,130千香港ドル)	189百万円 (13,130千香港ドル)
安和金属工業股分有限公司	186百万円 (53,393千台湾ドル)	252百万円 (68,244千台湾ドル)
上海宝産三和門業有限公司	250百万円 (14,410千元)	249百万円 (15,321千元)
Novoferm (Shanghai) Co.,Ltd.	206百万円 (11,876千元)	287百万円 (17,664千元)
VINA-SANWA COMPANY LIABILITY LTD.	3百万円 (30千米ドル)	237百万円 (2,118千米ドル)
その他	0百万円	0百万円
計	765百万円	1,217百万円

3 コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
コミットメントライン契約の総額	20,554百万円	17,071百万円
借入実行残高	3,671百万円	1,036百万円
差引額	16,882百万円	16,034百万円

4 たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産は、これに対応する工事損失引当金を相殺表示しております。

相殺表示したたな卸資産に対応する工事損失引当金の額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
仕掛品に係るもの	55百万円	321百万円

(連結損益計算書関係)

1 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	55百万円	320百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
貸倒引当金繰入額	42 百万円	4百万円
給料手当	27,659 百万円	26,963百万円
従業員賞与	2,096 百万円	1,970百万円
従業員賞与引当金繰入額	3,094 百万円	4,293百万円
退職給付費用	2,078 百万円	1,892百万円
役員退職慰労引当金繰入額	58 百万円	64百万円
福利厚生費	7,411 百万円	7,555百万円
賃借料	4,492 百万円	4,403百万円
支払手数料	6,779 百万円	6,096百万円
研究開発費	3,344 百万円	3,486百万円

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
一般管理費	3,344百万円	3,486百万円
当期製造費用	523百万円	512百万円
計	3,868百万円	3,999百万円

4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物		8百万円
構築物	0百万円	
機械及び装置	5百万円	4百万円
車両運搬具	2百万円	13百万円
工具、器具及び備品	14百万円	17百万円
計	22百万円	44百万円

5 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物	2百万円	36百万円
構築物	3百万円	0百万円
機械及び装置	24百万円	19百万円
車両運搬具	1百万円	1百万円
工具、器具及び備品	23百万円	66百万円
建設仮勘定	1百万円	
ソフトウェア	15百万円	1百万円
計	73百万円	125百万円

6 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物		2百万円
機械及び装置		3百万円
車両運搬具	0百万円	6百万円
工具、器具及び備品		6百万円
土地		13百万円
計	0百万円	31百万円

7 子会社事業再構築費用

主にドイツ等の欧州子会社及び米国子会社における事業再構築費用であります。

8 関係会社整理損

主に非連結子会社の清算に伴う損失であります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	244百万円	1,211百万円
組替調整額	74百万円	733百万円
税効果調整前	169百万円	478百万円
税効果額	85百万円	146百万円
その他有価証券評価差額金	83百万円	332百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額		47百万円
組替調整額		
税効果調整前		47百万円
税効果額		14百万円
繰延ヘッジ損益		33百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	2,301百万円	2,721百万円
組替調整額		
為替換算調整勘定	2,301百万円	2,721百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,085百万円	367百万円
組替調整額	1,368百万円	1,407百万円
税効果調整前	282百万円	1,040百万円
税効果額	131百万円	343百万円
退職給付に係る調整額	150百万円	697百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	93百万円	121百万円
その他の包括利益合計	2,327百万円	1,846百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	243,920		4,920	239,000

(変動事由の概要)

減少の内訳は、次のとおりであります。

- 平成28年1月29日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却 4,920千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	10,248	4,920	4,920	10,247

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

- 平成27年10月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得 4,918千株
- 単元未満株式の買取りによる増加 1千株

減少の内訳は、次のとおりであります。

- 平成28年1月29日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却 4,920千株
- 単元未満株式の売渡しによる増加 0千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)			当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権					22
提出会社	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権					21
提出会社	平成22年ストック・オプションとしての新株予約権					24
提出会社	平成23年ストック・オプションとしての新株予約権					24
提出会社	平成24年ストック・オプションとしての新株予約権					39
提出会社	平成25年ストック・オプションとしての新株予約権					44
提出会社	平成26年ストック・オプションとしての新株予約権					51
提出会社	平成27年ストック・オプションとしての新株予約権					37
合計						266

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,103	9.0	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	2,336	10.0	平成27年9月30日	平成27年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,973	13.0	平成28年3月31日	平成28年6月29日

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	239,000			239,000

(変動事由の概要)

減少の内訳は、次のとおりであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	10,247	1	39	10,209

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

・単元未満株式の買取りによる増加 1千株

減少の内訳は、次のとおりであります。

・ストック・オプションの権利行使による減少 39千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)			当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権					22
提出会社	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権					21
提出会社	平成22年ストック・オプションとしての新株予約権					24
提出会社	平成23年ストック・オプションとしての新株予約権					24
提出会社	平成24年ストック・オプションとしての新株予約権					34
提出会社	平成25年ストック・オプションとしての新株予約権					39
提出会社	平成26年ストック・オプションとしての新株予約権					46
提出会社	平成27年ストック・オプションとしての新株予約権					45
提出会社	平成28年ストック・オプションとしての新株予約権					41
合計						302

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,973	13.0	平成28年3月31日	平成28年6月29日
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	2,745	12.0	平成28年9月30日	平成28年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,974	13.0	平成29年3月31日	平成29年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	26,141百万円	40,478百万円
有価証券	23,165百万円	17,289百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,485百万円	1,375百万円
取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等	6,264百万円	89百万円
当座借越	41百万円	12百万円
現金及び現金同等物	41,516百万円	56,290百万円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

株式取得により新たにNorsud Gestion S.A.S.他3社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,457	百万円
固定資産	293	百万円
のれん	667	百万円
流動負債	959	百万円
固定負債	123	百万円
新規連結子会社株式の取得価額	1,336	百万円
新規連結子会社の現金及び現金同等物	376	百万円
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	959	百万円

3 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
自己株式の消却	3,777百万円	

(リース取引関係)

(借主側)

1 ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

・有形固定資産

主として、機械及び装置であります。

(2)リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3)リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

該当事項はありません。

未経過リース料期末残高相当額

該当事項はありません。

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
支払リース料	2	
減価償却費相当額	2	

減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内	1,849	1,723
1年超	5,057	4,142
合計	6,906	5,866

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用調達計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理制度に基づき、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金、設備投資資金及び買収資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に営業政策上の投資、取引関係の維持・発展及び取引先企業との資本・業務提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に運転資金、設備投資資金及び買収資金の調達を目的としたものであり、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引として通貨及び金利スワップ取引を行い、外貨建ての営業債権債務等に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスクの管理

通貨及び金利スワップ取引を行い、外貨建ての営業債権債務等に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引の内部管理規程に基づき、管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

財務部門が資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。また、金融機関とコミットメントライン契約を結ぶことにより、即座の資金調達を可能とし、流動性を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2)を参照下さい。)

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	26,141	26,141	
(2) 受取手形及び売掛金	77,366	77,366	
(3) 電子記録債権	4,390	4,390	
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	44,256	44,256	
資産計	152,156	152,156	
(1) 支払手形及び買掛金	(46,075)	(46,075)	
(2) 短期借入金	(7,667)	(7,667)	
(3) 社債(1年以内含む)	(27,050)	(27,357)	(307)
(4) 長期借入金(1年以内含む)	(36,080)	(36,170)	(89)
負債計	(116,874)	(117,271)	(397)

負債に計上されているものについては、()で示しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	40,478	40,478	
(2) 受取手形及び売掛金	73,450	73,450	
(3) 電子記録債権	7,303	7,303	
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	44,264	44,264	
資産計	165,496	165,496	
(1) 支払手形及び買掛金	(45,750)	(45,750)	
(2) 短期借入金	(5,445)	(5,445)	
(3) 社債(1年以内含む)	(35,050)	(35,275)	(225)
(4) 長期借入金(1年以内含む)	(34,244)	(34,237)	6
負債計	(120,489)	(120,708)	(218)

負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、及び(2)受取手形及び売掛金、並びに(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 社債(1年以内含む)

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (4) 長期借入金(1年以内含む)

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は、実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、帳簿価額によっております。固定金利による長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値で時価を算出しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)注記を参照下さい。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額(百万円)

区分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
関係会社株式等	9,438	9,984
その他有価証券		
非上場株式	173	188
その他	50	20

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	26,141			
受取手形及び売掛金	77,366			
電子記録債権	4,390			
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券(社債)	8,705	5,974	3,343	
其他有価証券(その他)	14,460	357	959	
合 計	131,065	6,332	4,303	

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	40,478			
受取手形及び売掛金	73,450			
電子記録債権	7,303			
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券(社債)	1,899	7,935	6,829	
其他有価証券(その他)	15,389		993	
合 計	138,521	7,935	7,822	

(注4) 短期借入金、社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	7,667					
社債	2,000	3,000	550	1,500		20,000
長期借入金	6,680	12,080	10,230	6,480	410	200
合 計	16,347	15,080	10,780	7,980	410	20,200

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,445					
社債	3,000	550	1,500		20,000	10,000
長期借入金	11,391	10,263	11,966	423	200	
合 計	19,837	10,813	13,466	423	20,200	10,000

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	5,484	3,063	2,421
(2)債券			
社債	9,373	9,300	73
(3)その他	1,282	1,264	18
小計	16,140	13,627	2,513
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1)株式	5,011	5,662	651
(2)債券			
社債	8,600	8,606	6
(3)その他	14,504	14,560	56
小計	28,115	28,830	714
合計	44,256	42,458	1,798

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	6,811	3,768	3,043
(2)債券			
社債	9,348	9,300	48
(3)その他	14,304	14,304	0
小計	30,464	27,372	3,091
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1)株式	4,415	5,150	734
(2)債券			
社債	7,296	7,353	57
(3)その他	2,088	2,113	25
小計	13,800	14,617	817
合計	44,264	41,990	2,274

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	116	30	
債券	31,616		
その他	92,870	15	43
合計	124,603	45	43

当連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	103	12	
債券	22,130		
その他	51,018	912	171
合計	73,251	925	171

3 減損処理を行った有価証券

表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

前連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損76百万円を計上しております。

当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損18百万円を計上しております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	通貨スワップ取引 受取 ドル 支払 ユーロ	5,470	5,470	9	9

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	通貨スワップ取引 受取 円 支払 元	長期貸付金	668		42

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
繰延ヘッジ処理	通貨スワップ取引 受取 ユーロ 支払 ドル	長期借入金利息	316	211	47

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	500	500	4

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	500	500	1

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
退職給付債務の期首残高	45,062	百万円	44,304	百万円
勤務費用	1,547	百万円	1,487	百万円
利息費用	701	百万円	552	百万円
数理計算上の差異の発生額	40	百万円	717	百万円
退職給付の支払額	2,398	百万円	2,617	百万円
その他	567	百万円	736	百万円
退職給付債務の期末残高	44,304	百万円	43,708	百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
年金資産の期首残高	36,069	百万円	35,815	百万円
期待運用収益	1,253	百万円	1,161	百万円
数理計算上の差異の発生額	1,368	百万円	117	百万円
事業主からの拠出額	1,672	百万円	991	百万円
退職給付の支払額	1,707	百万円	1,938	百万円
その他	103	百万円	334	百万円
年金資産の期末残高	35,815	百万円	35,813	百万円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
退職給付に係る負債の期首残高	295	百万円	268	百万円
退職給付費用	49	百万円	48	百万円
退職給付の支払額	25	百万円	5	百万円
制度への拠出額	50	百万円	52	百万円
退職給付に係る負債の期末残高	268	百万円	258	百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(平成28年3月31日)		(平成29年3月31日)	
積立型制度の退職給付債務	38,923	百万円	38,372	百万円
年金資産	36,273	百万円	36,316	百万円
	2,650	百万円	2,055	百万円
非積立型制度の退職給付債務	6,106	百万円	6,097	百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,756	百万円	8,153	百万円
退職給付に係る負債	13,416	百万円	13,650	百万円
退職給付に係る資産	4,659	百万円	5,496	百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,756	百万円	8,153	百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
勤務費用	1,547 百万円	1,487 百万円
利息費用	701 百万円	552 百万円
期待運用収益	1,253 百万円	1,161 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	1,482 百万円	1,437 百万円
簡便法で計算した退職給付費用	49 百万円	48 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	2,527 百万円	2,364 百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
数理計算上の差異	282 百万円	1,040 百万円
合計	282 百万円	1,040 百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3月31日)
未認識数理計算上の差異	4,540 百万円	3,499 百万円
合計	4,540 百万円	3,499 百万円

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3月31日)
債券	48 %	47 %
株式	30 %	33 %
現金及び預金	0 %	0 %
一般勘定	16 %	16 %
その他	6 %	4 %
合計	100 %	100 %

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
割引率	0.1% ~ 4.5%	0.0% ~ 4.2%
長期期待運用収益率	2.0% ~ 8.0%	1.5% ~ 8.0%
予想昇給率	2.0% ~ 6.1%	2.0% ~ 6.1%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度1,000百万円、当連結会計年度960百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	50百万円	54百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年6月26日	平成21年6月30日	平成22年6月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 (社外取締役除く) 3名	当社取締役 (社外取締役除く) 3名	当社取締役 (社外取締役除く) 3名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 76,000株	普通株式 82,000株	普通株式 99,000株
付与日	平成20年7月15日	平成21年7月15日	平成22年7月15日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	(注)3	(注)4	(注)5
権利行使期間	平成20年7月16日から 平成50年7月15日まで	平成21年7月16日から 平成51年7月15日まで	平成22年7月16日から 平成52年7月15日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成23年6月29日	平成24年6月28日	平成25年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 (社外取締役除く) 3名	当社取締役 (社外取締役除く) 5名	当社取締役 (社外取締役除く) 5名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 102,000株	普通株式 138,000株	普通株式 76,000株
付与日	平成23年7月14日	平成24年7月13日	平成25年7月12日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	(注)6	(注)7	(注)8
権利行使期間	平成23年7月15日から 平成53年7月14日まで	平成24年7月14日から 平成54年7月13日まで	平成25年7月13日から 平成55年7月12日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年6月26日	平成27年6月26日	平成28年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 (社外取締役除く) 7名	当社取締役 (社外取締役除く) 7名	当社取締役 (社外取締役及び監査等 委員である取締役を除く) 7名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 75,000株	普通株式 49,700株	普通株式 68,900株
付与日	平成26年7月14日	平成27年7月13日	平成28年7月14日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	(注)9	(注)10	(注)11
権利行使期間	平成26年7月15日から 平成56年7月14日まで	平成27年7月14日から 平成57年7月13日まで	平成28年7月15日から 平成58年7月14日まで

(注) 1 株式数に換算して記載している。

2 付与対象者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。

3 平成20年7月15日から平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までとする。

4 平成21年7月15日から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までとする。

5 平成22年7月15日から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までとする。

6 平成23年7月14日から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までとする。

7 平成24年7月13日から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までとする。

8 平成25年7月12日から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までとする。

9 平成26年7月14日から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までとする。

10 平成27年7月13日から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までとする。

11 平成28年7月14日から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までとする。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年6月26日	平成21年6月30日	平成22年6月30日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	76,000	82,000	99,000
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	76,000	82,000	99,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成23年6月29日	平成24年6月28日	平成25年6月26日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	102,000	156,000	86,000
権利確定			
権利行使		18,000	10,000
失効			
未行使残	102,000	138,000	76,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年6月26日	平成27年6月26日	平成28年6月28日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末		54,500	
付与			68,900
失効			
権利確定		54,500	
未確定残			68,900
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	82,000		
権利確定		54,500	
権利行使	7,000	4,800	
失効			
未行使残	75,000	49,700	

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年 6月26日	平成21年 6月30日	平成22年 6月30日
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な 評価単価 (円)	301	263	250

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成23年 6月29日	平成24年 6月28日	平成25年 6月26日
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)		885	885
付与日における公正な 評価単価 (円)	243	252	515

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年 6月26日	平成27年 6月26日	平成28年 6月28日
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	885	885	
付与日における公正な 評価単価 (円)	625	921	810

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及びその見積方法

	平成28年 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	33.2%
予想残存期間 (注) 2	8年
予想配当 (注) 3	23円/株
無リスク利率 (注) 4	-0.38%

(注) 1. 8年間(平成20年7月7日の週から平成28年7月4日の週まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 合理的な見積りにより算出しております。

3. 平成28年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプション権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	1,144百万円	1,147百万円
退職給付に係る負債	5,056百万円	5,200百万円
繰越欠損金	1,561百万円	1,131百万円
有価証券	431百万円	386百万円
関係会社株式	104百万円	103百万円
減損損失	1,492百万円	1,492百万円
その他	4,013百万円	4,542百万円
繰延税金資産小計	13,804百万円	14,004百万円
評価性引当額	2,665百万円	2,279百万円
繰延税金資産合計	11,139百万円	11,725百万円
(繰延税金負債)		
固定資産	7,241百万円	7,178百万円
その他有価証券評価差額金	557百万円	702百万円
退職給付に係る資産	2,050百万円	2,341百万円
その他	127百万円	168百万円
繰延税金負債合計	9,976百万円	10,390百万円
繰延税金資産の純額	1,162百万円	1,334百万円

(注)繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	3,762百万円	4,330百万円
固定資産 - 繰延税金資産	2,218百万円	1,671百万円
流動負債 - 繰延税金負債	2百万円	3百万円
固定負債 - 繰延税金負債	4,815百万円	4,663百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因の主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.6%	0.8%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	0.2%	0.4%
住民税均等割等	0.9%	0.9%
持分法による投資損益	0.3%	0.7%
のれん償却額	2.0%	1.6%
評価性引当額の増減	2.7%	0.8%
その他	0.7%	0.1%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	38.1%	32.4%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主にビル商業施設建材製品、住宅建材製品等の生産・販売、それら製品のメンテ・サービス事業を行っており、国内においては、三和シャッター工業株式会社を中心に、北米では、Overhead Door Corporationを中心に、欧州では、Novoferm GmbHを中心に各地域の現地法人にて構成されております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品については、各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従いまして、当社グループは、生産・販売体制を基礎とした法人単位での地域別セグメントにて構成されており、「日本」「北米」及び「欧州」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する主な製品及びサービスの種類は以下のとおりであります。

「日本」

シャッター製品、シャッター関連製品、ビル用ドア製品、間仕切製品、ステンレス製品、フロント製品、窓製品、住宅用ドア製品、エクステリア製品、住宅用ガレージドア製品、メンテ・サービス事業等

「北米」

シャッター製品、シャッター関連製品、住宅用ガレージドア製品、車両用ドア製品、メンテ・サービス事業等

「欧州」

シャッター製品、シャッター関連製品、ドア・ドアフレーム製品、住宅用ガレージドア製品、メンテ・サービス事業等

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されているセグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。なお、セグメント間の取引は、会社間の取引であり、市場価格等に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

	報告セグメント				調整額 (注) 1 (百万円)	連結財務諸 表計上額 (注) 2 (百万円)
	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	202,191	110,035	53,281	365,508	107	365,615
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2	49	48	100	100	
計	202,193	110,085	53,329	365,608	7	365,615
セグメント利益	22,692	5,804	1,570	30,067	3,196	26,870
セグメント資産	122,893	64,423	37,523	224,841	85,428	310,269
その他の項目						
減価償却費	3,218	2,993	1,766	7,977	44	8,022
減損損失					1,880	1,880
持分法適用会社への投資 額		415	81	497	4,247	4,744
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	3,336	3,051	1,736	8,124	2	8,127

(注) 1 調整額の内訳は、以下のとおりであります。

(1)売上高

- ・その他の売上高 107百万円
- ・セグメント間取引消去 100百万円

(2)セグメント利益

- ・その他の利益 107百万円
- ・全社費用 1,890百万円
- ・のれんの償却額 1,414百万円
- ・セグメント間取引消去 0百万円

(3)セグメント資産

- ・その他の資産 11,514百万円
- ・全社資産 73,913百万円

(4)減価償却費の調整額44百万円は、各報告セグメントに配分していないその他の減価償却費であります。

(5)減損損失の調整額は、報告セグメントに配分されていない遊休資産に係るものであります。

(6)持分法適用会社への投資額の調整額4,247百万円は、報告セグメントに配分していない持分法適用会社の投資額であります。

(7)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2百万円は、各報告セグメントに配分していないその他の増加額であります。

その他の内容は、管理業務に伴う付随的な活動によるものであります。

全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

全社資産は主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(現金及び預金、有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)等であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 各報告セグメントに属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

北米...アメリカ、カナダ、メキシコ他

欧州...ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、イギリス他

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	報告セグメント				調整額 (注) 1 (百万円)	連結財務諸 表計上額 (注) 2 (百万円)
	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	196,455	103,725	53,385	353,566	356	353,922
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5	35	38	79	79	
計	196,460	103,761	53,423	353,645	276	353,922
セグメント利益	20,141	7,267	1,850	29,259	2,818	26,440
セグメント資産	121,305	64,337	41,568	227,212	96,181	323,393
その他の項目						
減価償却費	2,497	3,055	1,700	7,252	37	7,290
持分法適用会社への投資 額		279	82	361	4,971	5,332
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	3,427	2,497	2,135	8,059	36	8,096

(注) 1 調整額の内訳は、以下のとおりであります。

(1)売上高

- ・その他の売上高 356百万円
- ・セグメント間取引消去 79百万円

(2)セグメント利益

- ・その他の利益 356百万円
- ・全社費用 1,841百万円
- ・のれんの償却額 1,332百万円
- ・セグメント間取引消去 0百万円

(3)セグメント資産

- ・その他の資産 11,905百万円
- ・全社資産 84,275百万円

(4)減価償却費の調整額37百万円は、各報告セグメントに配分していないその他の減価償却費であります。

(5)持分法適用会社への投資額の調整額4,971百万円は、報告セグメントに配分していない持分法適用会社の投資額であります。

(6)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額36百万円は、各報告セグメントに配分していないその他の増加額であります。

その他の内容は、管理業務に伴う付随的な活動によるものであります。

全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

全社資産は主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(現金及び預金、有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)等であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 各報告セグメントに属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

北米...アメリカ、カナダ、メキシコ他

欧州...ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、イギリス他

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

	ビル商業施設建材 製品 (百万円)	住宅建材製品 (百万円)	メンテ・サービス 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
外部顧客への売上高	234,356	92,734	34,128	4,395	365,615

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)
27,319	15,221	11,512	54,053

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

	ビル商業施設建材 製品 (百万円)	住宅建材製品 (百万円)	メンテ・サービス 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
外部顧客への売上高	222,570	93,775	33,785	3,791	353,922

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)
28,238	14,213	11,143	53,595

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

報告セグメントに配分された減損損失はありません。なお、報告セグメントに配分されていない減損損失1,880百万円の内容は、「連結損益計算書関係」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

のれんについては、セグメントごとの配分は行っておりません。のれんの償却額1,414百万円、未償却残高8,754百万円は、報告セグメント以外の調整額に含めて処理しており、連結手続上において発生したものであります。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

のれんについては、セグメントごとの配分は行っておりません。のれんの償却額1,332百万円、未償却残高7,557百万円は、報告セグメント以外の調整額に含めて処理しており、連結手続上において発生したものであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
開示対象事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	藤沢 裕厚			当社 取締役	(被所有) 直接 0.0	役員	子会社製 品の購入	36		

(注) 製品の販売価格については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項ありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
開示対象事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項ありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	565円64銭	607円16銭
1株当たり当期純利益金額	63円7銭	74円61銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	62円88銭	74円37銭

(注) 1 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	14,627	17,070
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	14,627	17,070
普通株式の期中平均株式数 (千株)	231,923	228,782
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)		
普通株式増加数 (千株)	682	745
(うち新株予約権) (千株)	(682)	(745)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	130,334	139,905
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	944	993
(うち新株予約権) (百万円)	(266)	(302)
(うち非支配株主持分) (百万円)	(678)	(691)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	129,390	138,911
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数 (千株)	228,752	228,790

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款に基づき、自己株式取得に係る事項について決議致しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元のさらなる充実を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	550万株(上限)
株式の取得価額の総額	5,000百万円(上限)
取得する期間	平成29年5月15日から平成29年8月14日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
三和ホールディングス(株)	三和ホールディングス(株) 第8回無担保社債 (適格機関投資家限定)	平成24年 3月30日	2,000		1.000	なし	平成29年 3月31日
三和ホールディングス(株)	三和ホールディングス(株) 第9回無担保社債 (適格機関投資家限定)	平成25年 3月29日	3,000	3,000 (3,000)	0.730	なし	平成30年 3月30日
三和ホールディングス(株)	三和ホールディングス(株) 第10回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成27年 2月27日	20,000	20,000	0.494	なし	平成34年 2月25日
三和ホールディングス(株)	三和ホールディングス(株) 第11回無担保社債 (適格機関投資家限定)	平成27年 3月31日	550	550	0.100	なし	平成31年 3月29日
三和ホールディングス(株)	三和ホールディングス(株) 第12回無担保社債 (適格機関投資家限定)	平成27年 12月30日	1,500	1,500	0.100	なし	平成31年 12月30日
三和ホールディングス(株)	三和ホールディングス(株) 第13回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成28年 12月16日		10,000	0.370	なし	平成38年 12月16日
合計			27,050 (2,000)	35,050 (3,000)			

(注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2 連結決算日後5年以内における償還予定社債額は、次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
3,000	550	1,500		20,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	7,667	5,445	0.52	
1年以内に返済予定の長期借入金	6,680	11,391	0.99	
1年以内に返済予定のリース債務	54	44	4.00	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	29,400	22,852	0.69	平成30年～ 平成33年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
其他有利子負債				
合計	43,803	39,734		

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	10,263	11,966	423	200

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

	第1四半期 連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	第2四半期 連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	第3四半期 連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	第82期 連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
売上高 (百万円)	68,602	160,457	236,203	353,922
税金等調整前四半期(当期)純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額() (百万円)	288	6,837	10,123	25,365
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (百万円)	490	4,003	6,037	17,070
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	2.14	17.50	26.39	74.61

	第1四半期 連結会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	第2四半期 連結会計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)	第3四半期 連結会計期間 (自平成28年10月1日 至平成28年12月31日)	第4四半期 連結会計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	2.14	19.64	8.89	48.22

重要な訴訟事件等

平成22年6月9日、公正取引委員会（以下、「同委員会」という。）より当社において独占禁止法第3条の規定に違反する行為（「近畿地区における受注調整関係事件」）があったとして課徴金納付命令を受けました。また、同日付で同委員会より当社連結子会社の三和シャッター工業株式会社（以下、「三和シャッター」という。）において独占禁止法第3条の規定に違反する行為（「近畿地区における受注調整関係事件」及び「全国における価格カルテル関係事件」）があったとして排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

これらのうち、当社及び三和シャッターでの「近畿地区における受注調整関係事件」に係る課徴金納付命令、三和シャッターでの「全国における価格カルテル関係事件」に係る排除措置命令及び課徴金納付命令については、これを不服として、平成22年8月4日に同委員会に審判請求を行い、平成22年10月4日付で同委員会より審判手続きを開始する通知を受け、平成22年11月10日に審判が開始され、審判請求に基づく審理は継続中であります。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,109	25,004
有価証券	23,165	17,289
短期貸付金	1 901	1 458
繰延税金資産	107	114
その他	1 2,253	1 3,745
貸倒引当金	40	40
流動資産合計	42,496	46,572
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,068	6,189
構築物	391	398
車両運搬具	9	6
工具、器具及び備品	96	93
土地	12,184	12,162
建設仮勘定	0	89
有形固定資産合計	18,749	18,938
無形固定資産		
ソフトウェア	4	3
その他	0	0
無形固定資産合計	4	3
投資その他の資産		
投資有価証券	21,153	27,018
関係会社株式・出資金	137,684	120,595
長期貸付金	1 1,182	1 5,738
繰延税金資産	4,005	3,797
その他	674	680
貸倒引当金	722	225
投資その他の資産合計	163,978	157,605
固定資産合計	182,732	176,547
資産合計	225,229	223,119

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	2,000	3,000
短期借入金	3 3,040	3 3,390
1年内返済予定の長期借入金	6,680	880
未払金	1 400	1 542
未払消費税等	51	70
未払法人税等	109	126
関係会社預り金	32,544	11,994
その他	137	173
流動負債合計	44,963	20,176
固定負債		
社債	25,050	32,050
長期借入金	18,200	22,790
その他	891	898
固定負債合計	44,141	55,738
負債合計	89,104	75,915
純資産の部		
株主資本		
資本金	38,413	38,413
資本剰余金		
資本準備金	39,902	39,902
資本剰余金合計	39,902	39,902
利益剰余金		
利益準備金	3,919	3,919
その他利益剰余金		
配当平均積立金	140	140
技術開発積立金	70	70
別途積立金	55,580	55,580
繰越利益剰余金	4,435	15,155
利益剰余金合計	64,145	74,865
自己株式	7,866	7,837
株主資本合計	134,595	145,344
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,263	1,590
繰延ヘッジ損益	-	33
評価・換算差額等合計	1,263	1,557
新株予約権	266	302
純資産合計	136,125	147,204
負債純資産合計	225,229	223,119

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
営業収益	1 15,663	1 19,353
営業費用	1, 2 3,254	1, 2 3,360
営業利益	12,408	15,992
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1 414	1 334
有価証券売却益	0	-
その他	1 109	1 92
営業外収益合計	523	426
営業外費用		
支払利息	1 220	1 168
社債利息	263	154
その他	26	71
営業外費用合計	510	394
経常利益	12,421	16,024
特別利益		
固定資産売却益	0	-
投資有価証券売却益	1	754
特別利益合計	1	754
特別損失		
固定資産処分損	0	25
固定資産売却損	-	15
減損損失	1,880	-
投資有価証券評価損	76	18
災害損失	-	6
関係会社株式・出資金評価損	770	20
関係会社整理損	125	-
特別損失合計	2,853	85
税引前当期純利益	9,570	16,692
法人税、住民税及び事業税	40	170
法人税等調整額	293	71
法人税等合計	333	241
当期純利益	9,236	16,451

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金 自己株式処分 差益	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
					配当平均積立金	技術開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	38,413	39,902	0	39,902	3,919	140	70	55,580	3,415	63,125
当期変動額										
剰余金の配当									4,439	4,439
当期純利益									9,236	9,236
自己株式の取得										
自己株式の処分			0	0					0	0
自己株式の消却			0	0					3,776	3,776
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計			0	0					1,020	1,020
当期末残高	38,413	39,902		39,902	3,919	140	70	55,580	4,435	64,145

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	6,641	134,799	1,350		1,350	216	136,366
当期変動額							
剰余金の配当		4,439					4,439
当期純利益		9,236					9,236
自己株式の取得	5,001	5,001					5,001
自己株式の処分	0	0					0
自己株式の消却	3,777						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			87		87	50	36
当期変動額合計	1,224	204	87		87	50	241
当期末残高	7,866	134,595	1,263		1,263	266	136,125

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金				利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
			自己株式処 分差益			配当平均積 立金	技術開発積 立金	別途積立金	繰越利益剰 余金	
当期首残高	38,413	39,902		39,902	3,919	140	70	55,580	4,435	64,145
当期変動額										
剰余金の配当									5,719	5,719
当期純利益									16,451	16,451
自己株式の取得										
自己株式の処分									12	12
自己株式の消却										
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計									10,719	10,719
当期末残高	38,413	39,902		39,902	3,919	140	70	55,580	15,155	74,865

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	7,866	134,595	1,263		1,263	266	136,125
当期変動額							
剰余金の配当		5,719					5,719
当期純利益		16,451					16,451
自己株式の取得	1	1					1
自己株式の処分	30	18					18
自己株式の消却							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			327	33	294	35	330
当期変動額合計	28	10,748	327	33	294	35	11,079
当期末残高	7,837	145,344	1,590	33	1,557	302	147,204

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については財務内容評価法により計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)ヘッジ会計の処理

原則として繰越ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3)連結納税制度の適用

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 平成27年1月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 平成27年1月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を、定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の損益への影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	991百万円	779百万円
長期金銭債権	942百万円	5,538百万円
短期金銭債務	125百万円	274百万円

2 偶発債務

他の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

(保証債務)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
Overhead Door Corporation	939百万円 (8,336千米ドル)	873百万円 (7,784千米ドル)
Creative Door Services Ltd.	2,603百万円 (30,000千カナダドル)	923百万円 (10,990千カナダドル)
Novoferm Europe Ltd.	10,854百万円 (85,000千ユーロ)	5,989百万円 (50,000千ユーロ)
Novoferm GmbH	2,703百万円 (21,170千ユーロ)	2,156百万円 (18,000千ユーロ)
三和シャッター(香港)有限公司	118百万円 (8,130千香港ドル)	189百万円 (13,130千香港ドル)
安和金属工業股份有限公司	186百万円 (53,393千台湾ドル)	252百万円 (68,244千台湾ドル)
上海宝産三和門業有限公司	250百万円 (14,410千元)	249百万円 (15,321千元)
Novoferm (Shanghai) Co.,Ltd.	206百万円 (11,876千元)	287百万円 (17,664千元)
VINA-SANWA COMPANY LIABILITY LTD.	3百万円 (30千米ドル)	237百万円 (2,118千米ドル)
計	17,866百万円	11,159百万円

3 コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
コミットメントライン契約の総額	13,000百万円	12,000百万円
借入実行残高		
差引額	13,000百万円	12,000百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成27年4月1日	(自	平成28年4月1日
	至	平成28年3月31日)	至	平成29年3月31日)
営業収益		15,609百万円		19,298百万円
その他の営業取引高		661百万円		828百万円
営業取引以外の取引高		127百万円		79百万円

2 営業費用

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成27年4月1日	(自	平成28年4月1日
	至	平成28年3月31日)	至	平成29年3月31日)
不動産事業費用		723百万円		722百万円
役員報酬		620百万円		494百万円
出向者費用		520百万円		552百万円
減価償却費		44百万円		37百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式135,590百万円、関連会社株式431百万円)は、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成29年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式117,509百万円、関連会社株式430百万円)は、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
(繰延税金資産)		
有価証券	431百万円	386百万円
関係会社株式	6,774百万円	7,856百万円
減損損失	1,492百万円	1,492百万円
その他	895百万円	558百万円
繰延税金資産小計	9,593百万円	10,293百万円
評価性引当額	4,923百万円	5,679百万円
繰延税金資産合計	4,670百万円	4,614百万円
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	557百万円	702百万円
繰延税金負債合計	557百万円	702百万円
繰延税金資産の純額	4,113百万円	3,912百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因の主な項目別内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.3%	0.4%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	41.7%	34.6%
住民税均等割等	0.1%	0.1%
税率変更による 期末繰延税金資産の減額修正	2.7%	0.0%
評価性引当額の増減	9.5%	4.6%
その他	0.5%	0.1%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	3.5%	1.4%

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款に基づき、自己株式取得に係る事項について決議致しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元のためさらなる充実を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	550万株(上限)
株式の取得価額の総額	5,000百万円(上限)
取得する期間	平成29年5月15日から平成29年8月14日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累計 額(百万円)
有形固定資産						
建物	6,068	573	32	420	6,189	18,674
構築物	391	58	0	51	398	2,574
車両運搬具	9	-	-	3	6	9
工具、器具及び備品	96	1	0	3	93	67
土地	12,184	-	21	-	12,162	-
建設仮勘定	0	721	633	-	89	-
有形固定資産計	18,749	1,355	688	477	18,938	21,325
無形固定資産						
ソフトウェア	4	0	-	1	3	75
その他	0	-	-	0	0	9
無形固定資産計	4	0	-	1	3	84

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	762	-	497	265

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

重要な訴訟事件等

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (2) 「その他」 重要な訴訟事件等」をご参照下さい。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・ 売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告が行えない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL http://www.sanwa-hldgs.co.jp/
株主に対する特典	年1回、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている100株以上保有している株主様を対象に次のとおり贈呈いたします。 ・100株以上保有の株主様 オリジナル「クオ・カード」500円分 ・1,000株以上保有で保有期間が2年以上の株主様 オリジナル「クオ・カード」2,000円分

(注) 定款の規定により単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類
並びに確認書 | 事業年度
(第81期) | 自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日 | 平成28年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第81期) | 自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日 | 平成28年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書
及び確認書 | 第82期
第1四半期 | 自 平成28年4月1日
至 平成28年6月30日 | 平成28年8月10日
関東財務局長に提出。 |
| | 第82期
第2四半期 | 自 平成28年7月1日
至 平成28年9月30日 | 平成28年11月11日
関東財務局長に提出。 |
| | 第82期
第3四半期 | 自 平成28年10月1日
至 平成28年12月31日 | 平成29年2月13日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。 | | | 平成28年6月29日
関東財務局長に提出。
平成29年3月3日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 発行登録書(社債)及び
その添付書類 | | | 平成29年2月21日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 訂正発行登録書(社債) | | | 平成29年6月6日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 自己株券買付状況報告書 | | | 平成29年6月16日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月27日

三和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

協立監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 朝 田 潔 印

業務執行社員 公認会計士 田 中 伴 一 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三和ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三和ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、三和ホールディングス株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、三和ホールディングス株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月27日

三和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

協立監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 朝 田 潔 印

業務執行社員 公認会計士 田 中 伴 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三和ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第82期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三和ホールディングス株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。